

北秋田市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
〔2018（平成30）年度～2020（平成32）年度〕

～お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり～

平成30年3月
北 秋 田 市

＊ ＊ ごあいさつ ＊ ＊



近年、急速に進行する少子高齢化や核家族化の進展による人口減少、価値観の変化やライフスタイルの多様化による個別ニーズの増加、相次ぐ自然災害への備えなど、地域を取り巻く環境は激変期を迎えております。それに伴い、市民の皆様が抱える課題もまた複雑化・多様化し、行政や福祉事業所等によるサービスの提供はもとより、地域が協働で互いを支えあう地域包括ケア、地域共生社会の重要性が高まっております。

こうした現状に対し、市民の皆様が安心して暮らし、お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくりのために、本市では地域福祉の基本方針となる地域福祉計画を、より実効性の高いものとするため、北秋田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とあわせ「北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、平成 28 年度と平成 29 年度の 2 ヶ年をかけ、アンケート調査や各地区の住民座談会をとおして、市民の皆様の声を吸い上げ、計画の基盤とし、本計画では、『地域を支える「ひと・ところ」の育成』『安心して暮らせる「まち」づくり』『支えあいの「しくみ」づくり』の 3 つの基本目標を掲げ、取り組みを進めることといたしております。

本市の地域福祉の主役は地域に暮らす市民の皆様です。地域福祉の推進は行政や関係団体だけでできるものではなく、市民の皆様との連携、協働による取り組みが不可欠です。人と人とのつながりの希薄化がいわれる中、本計画の主旨と理念をご理解いただき、一人ひとりが地域に関心を持ち、地域社会、地域福祉の推進に参画していただければ幸いです。皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました策定委員会の皆様をはじめ、地域において貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、ともに計画策定に取り組みました北秋田市社会福祉協議会の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

北秋田市長 津谷 永光

＊ ＊ ごあいさつ ＊ ＊



北秋田市は県内でも少子高齢化先行地域です。社会の変容、家族機能の変化が重なり支援が必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、家族介護力の低下も大きな生活課題になっております。さらに高齢者の孤立死、貧困の拡大など福祉や生活に対する家族の絆、地域住民の支えあい大切さが改めて重要視されています。

この度、社会福祉法の改正に併せて、市行政の「地域福祉計画」と一体的に「地域福祉活動計画」を策定する機会をいただきました。市との連携を一層深めながら、社協らしく常に市民の皆様と一緒に地域づくりに邁進して行く所存です。

市行政は人口減少対策や地域創生に向けて果敢に取り組んでおります。自然や歴史文化などの社会資源を有効活用しながら明るい未来づくりに向けての大きな流れがうまれつつあります。

一方で我が国の福祉のあり方にも大きな変化が生まれ、これまでの「制度としての福祉」から「住民活動としての福祉」が謳われ、地域力強化の方針が示されております。選択する福祉から創造する福祉への方向転換です。市民一人ひとりがお互いに支えあい、助けあい、顔の見える関係の中で同じ方向を見て変化し、協働していけば必ずや素晴らしい町づくりができると信じています。この計画が福祉の町づくりの羅針盤になれば幸いです。

併せて、北秋田市社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に定められている「地域福祉を推進する団体」としていかに安定して社会的使命にこたえていくか、これまで以上に、その存在意義が問われているところでもあります。

全国的にみると経営の大部分を公費に頼っている市町村社会福祉協議会が多いのが実情です。北秋田市社会福祉協議会も市からの補助金を北秋田市の地域福祉に充てていますが、それだけでなく住民の福祉ニーズに即した事業を展開し、そこから生まれる財源と職員をも地域福祉を推進する事業に充てています。

今後も将来に渡って安定的な経営と地域福祉の増進を推し進めるとともに、公益性のある法人を認識の上、あらゆる団体と協働で絆づくりに努めながら、今まで培ってきた「開拓性」、「創造性」をもって新しい福祉の未来づくりに努力する所存です。

これからも市民の皆様ならびに関係団体のご協力と北秋田市のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言、ご助言をいただきました市民の皆様、関係機関並びに策定委員会等各位に心から御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会

会長 高坂 祐司

＊ ＊ 目次 ＊ ＊

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画の趣旨	1
第2節	地域福祉計画とは	2
第3節	計画期間	3
第4節	計画策定のプロセス	4
第2章	北秋田市の地域福祉を取り巻く現状	5
第1節	地域の人口推移の概況	5
第2節	福祉課題別の概況	7
第3節	地域実態の把握	12
第3章	計画の基本的な考え方	22
第1節	基本理念	22
第2節	基本目標	22
第3節	施策の体系	24
第4章	地域福祉計画（施策の方針）	26
第1節	地域を支える「ひと・ところ」の育成	26
第2節	安心して暮らせる「まち」づくり	31
第3節	支えあいの「しくみ」づくり	42
第5章	地域福祉活動計画（社会福祉協議会の取り組み）	46
第1節	取り組みの体系	46
第2節	具体的な事業・活動内容	55
第6章	計画の推進	62
第1節	多様な協働による推進	62
第2節	計画の評価と見直し	63
資料編		64
地域情報カルテ		64
北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱		69
北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会名簿		71
策定経過		72

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

少子高齢化の進行による家族や地域の空洞化が、地域社会におけるつながりの希薄化等、住民を取り巻く社会環境を大きく変化させています。さらに、多様な生活環境の中で、個々人が抱える課題やニーズも多様となってきたことから、行政や民間サービスだけに限らず、地域住民一人ひとりが主体となって、地域における支えあいや助けあいの力を高める取り組みに参加することが重要になっています。

こうした社会背景を受けて、国では、2002（平成 14）年の国の社会保障審議会福祉部会において、市町村地域福祉計画は、「市町村が地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする」と示しています。また、地域福祉の推進については、「少なくとも住民参加をはじめ共に生きる社会づくり、男女共同参画、福祉文化の創造に留意することが重要である」と指摘しています。

さらに、2018（平成 30）年4月1日施行となる改正社会福祉法において、市町村における地域福祉計画の策定を強く求めるとともに、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民の状況を把握した上で、解決に向けた関係機関の連携を図ることが求められています。

○社会福祉法より抜粋 ※2018（平成 30）年4月1日施行

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

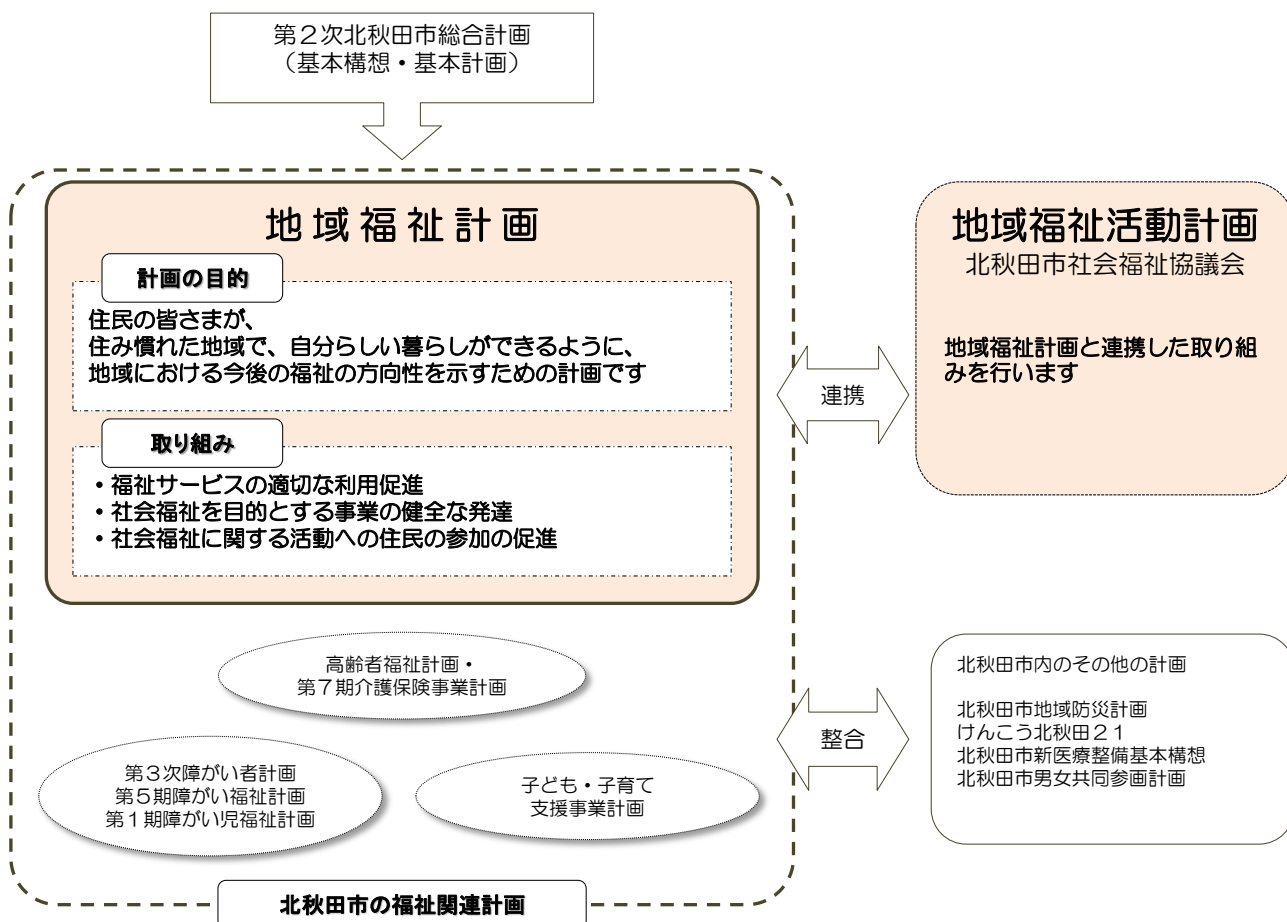
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

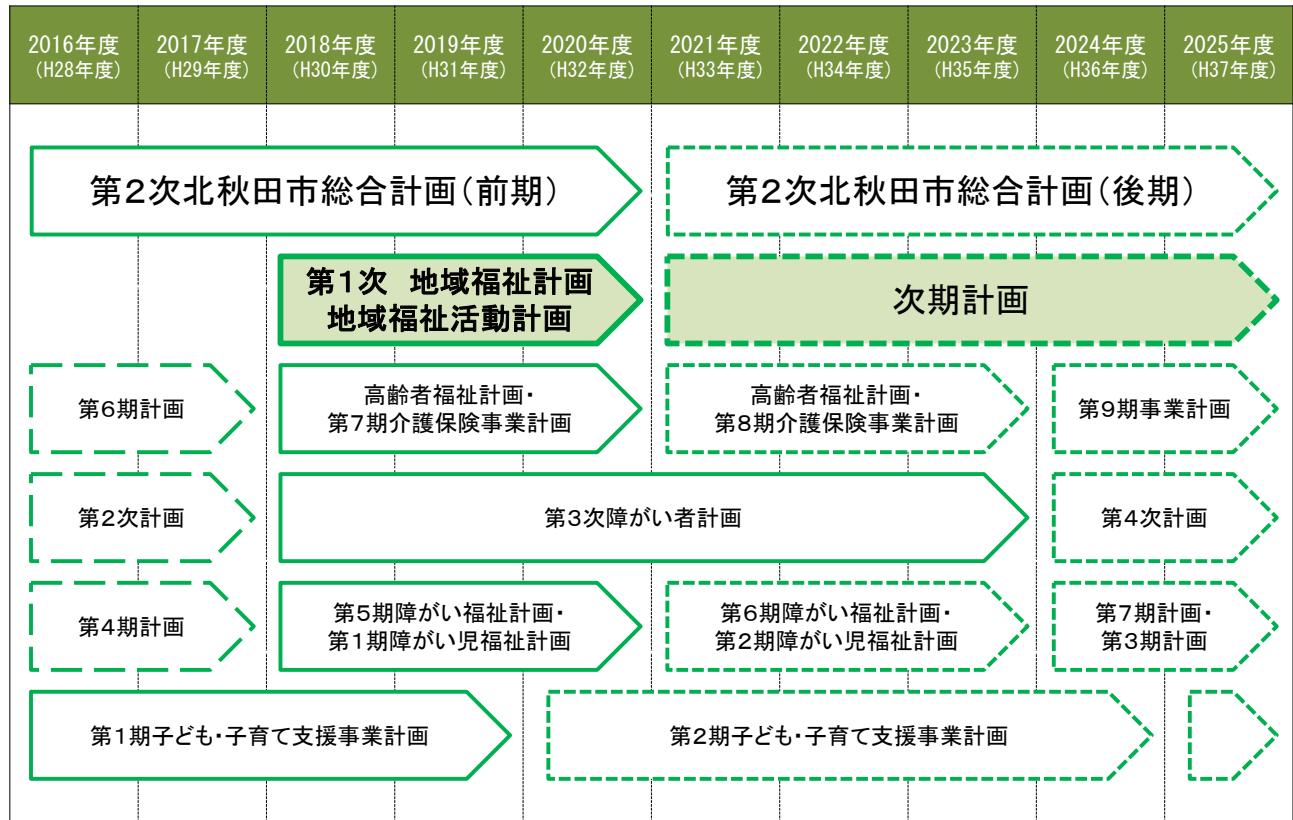
第2節 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、地域における課題やニーズを明確化するとともに、高齢者、障がい者、子ども等の個別分野にとらわれず、総合的な視点から住民と地域、市及び社会福祉協議会をはじめとする関係機関が一体となって課題解決を図るための基本的な指針となります。



第3節 計画期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とし、必要に応じて見直しを図ります。



第4節 計画策定のプロセス

(1) 北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会にあたっては、学識経験を有する者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等に委員を委嘱し、計画内容について協議いただきました。

(2) 住民参加

計画策定にあたり、市民の意見を反映するために、市民に対するアンケート調査と住民座談会を実施し、地域における福祉課題や市民の地域活動の実態などの把握に努めました。

① 市民アンケート調査

調査期間	2016年（平成28年）11月18日～12月2日
調査対象	・北秋田市内に居住する満20歳以上の男女2,000名
調査方法	郵送による配布・回収
回収票数	1,059票（回収率53.0%）

② 住民座談会

実施期間	2017年（平成29年）2月6日～2月14日
実施対象	・北秋田市内に在住する市民全員（任意参加）
実施方法	・旧町地区毎で各1回実施 ・ワークショップ形式で地域の「良いところ」「課題」「解決策」について意見交換し、相互に共有した
参加者数	全116名

第2章 北秋田市の地域福祉を取り巻く現状

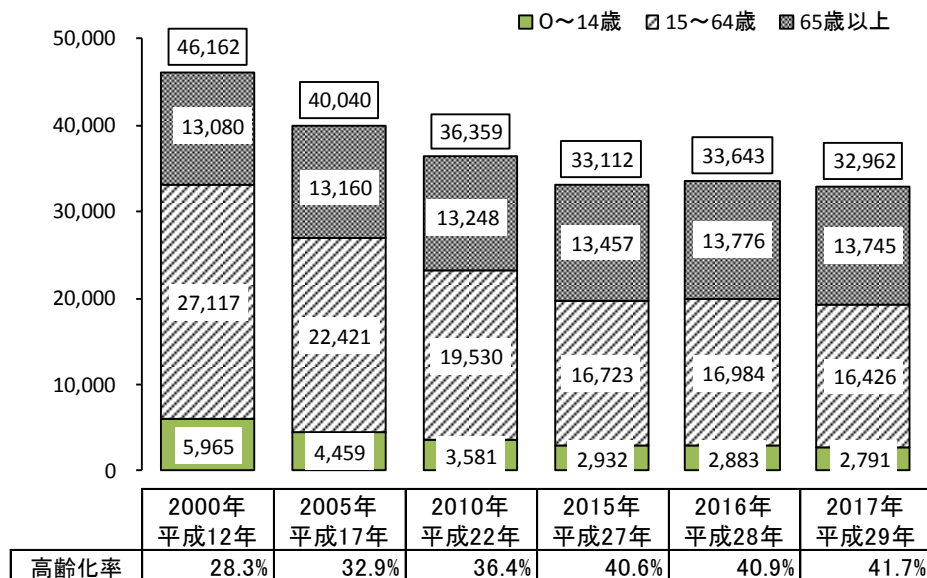
第1節 地域の人口推移の概況

(1) 人口の推移

2000（平成12）年から2017（平成29）年の本市の人口の推移をみると、2000（平成12）年には全体で46,000人程の総人口が、2017（平成29）年には32,000人程に減少していることが分かります。

特に、15～64歳の層と14歳以下の若い層における人口減少が著しく、14歳以下については2000（平成12）年から2017（平成29）年にかけて半分以上となっている。一方で、65歳以上の高齢者については、2000（平成12）年から2017（平成29）年にかけて増加しています。

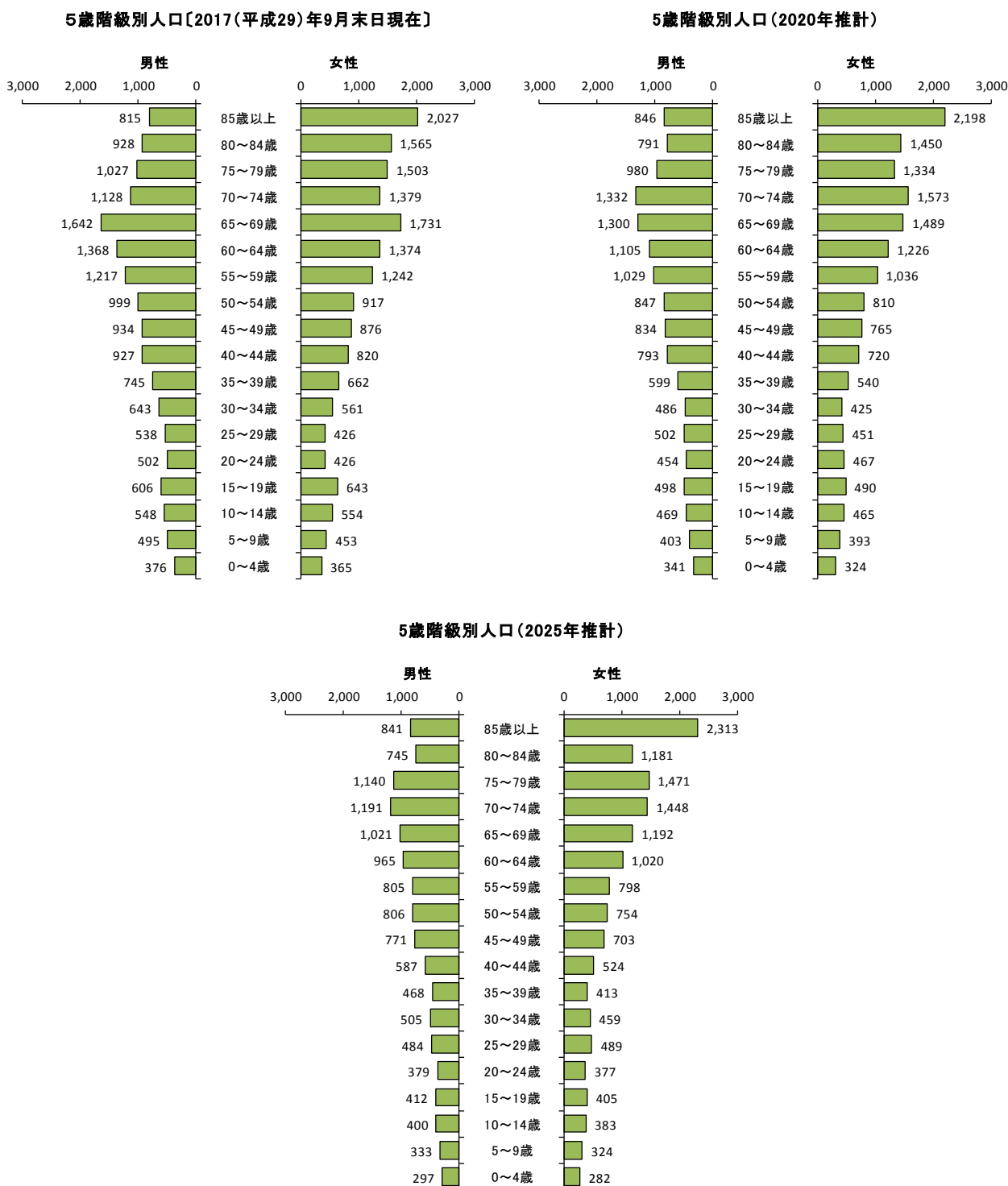
高齢者の増加に伴い、高齢化率も上昇しており、2000（平成12）年には28.3%であった高齢化率は、2015（平成27）年には40.0%を超え、2017（平成29）年時点では41.7%となり「少子高齢化」の影響が顕著となっています。



資料：国勢調査（平成12年～27年）
住民基本台帳人口（平成28年～）

(2) 将来人口の見込み

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計を基に、本市の人口構造の今後の見込みをみると、2017（平成 29）年時点に比較して、より 65 歳以上の高齢者層に人口が集中する将来像が伺えます。また、高齢者層の増加に反して、39 歳以下の若年層は先細りとなっており、多数の高齢者を少数の若年層が支える逆三角形の人口構造になることが予測されています。



参照：国立社会保障・人口問題研究所

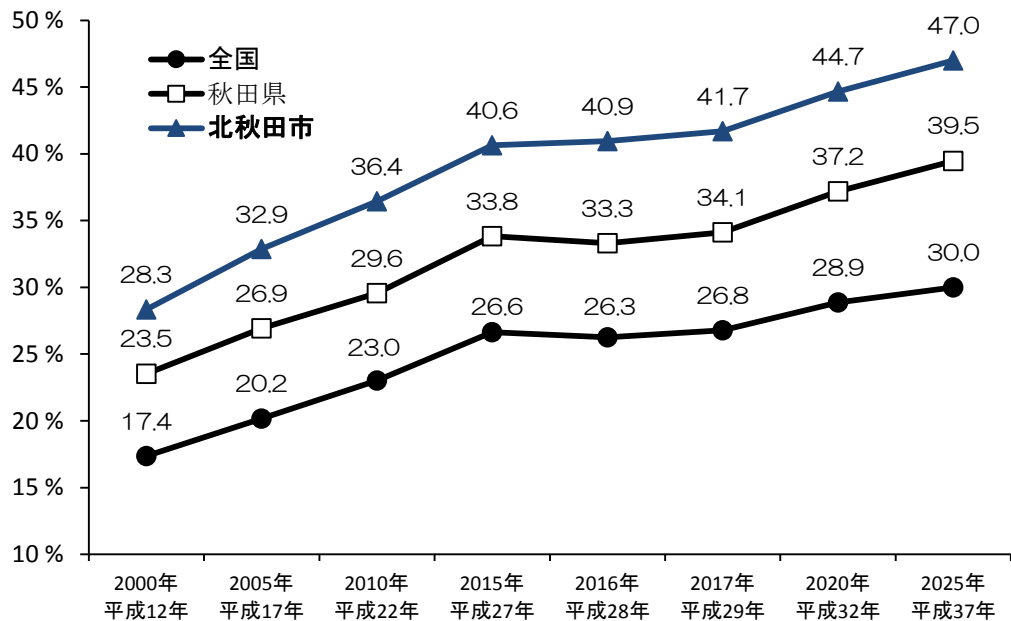
第2節 福祉課題別の概況

(1) 高齢者の状況

① 高齢化率の推移

高齢化率をみると、北秋田市の高齢化率は2017（平成29）年9月時点で41.7%となっており、全国平均（26.8%）や秋田県平均（34.1%）と比べて高齢化が進んでいる状況です。

また、人口問題研究所による将来推計をみると、2025年には高齢化率が47.0%となる見込みであり、人口の半分近くが65歳以上の高齢者となる将来が予測されています。



参照：国勢調査〔2000～2015（平成12～27）年〕
住民基本台帳〔2016～2017（平成28～29）年〕
国立社会保障・人口問題研究所（2020年・2025年）

② 一人暮らしの高齢者の状況

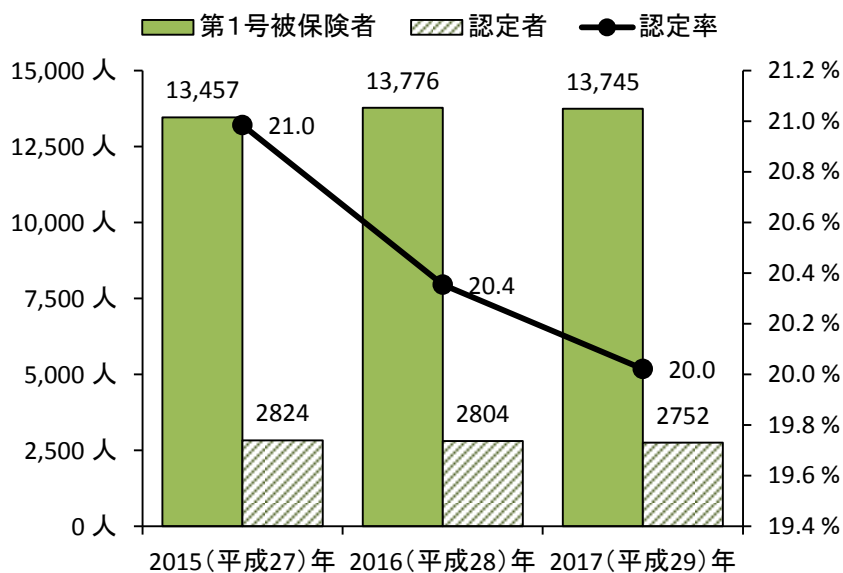
2017（平成29）年9月時点での一人暮らし高齢者をみると、市全体で総人口の10.0%となっています。地区別でみると鷹巣・森吉地区で市全体を下回る割合となっている一方で、合川・阿仁地区では平均を上回っており、特に阿仁地区においては16.2%と一人暮らし高齢者の割合が最も多くなっています。

	全体	地区別			
		鷹巣	合川	森吉	阿仁
人口	32,962 人	18,035 人	6,348 人	5,801 人	2,778 人
ひとり暮らし高齢者					
人数	3,286 人	1,558 人	727 人	552 人	449 人
割合	10.0%	8.6%	11.5%	9.5%	16.2%

参照：住民基本台帳

③ 要介護認定者の推移

要介護認定者の推移をみると、2015（平成27）年から2017（平成29）年にかけて65歳以上の第1号被保険者数は増加しているものの、要介護・要支援の認定者数については減少しており、認定率についても2015（平成27）年の21.0%から20.0%となっています。

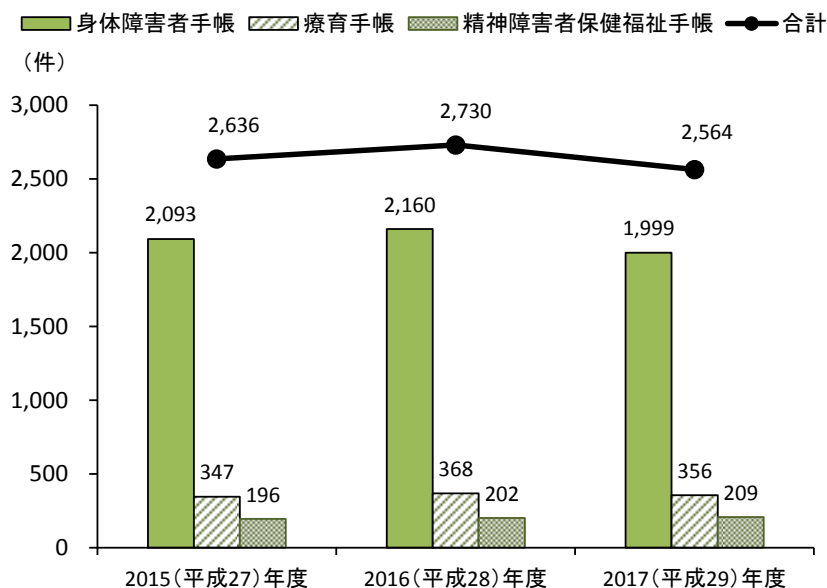


参照：「介護保険事業状況報告（暫定）」（各年9月末日現在）

（2） 障がい者・障がい児の状況

① 障害者手帳の交付動向

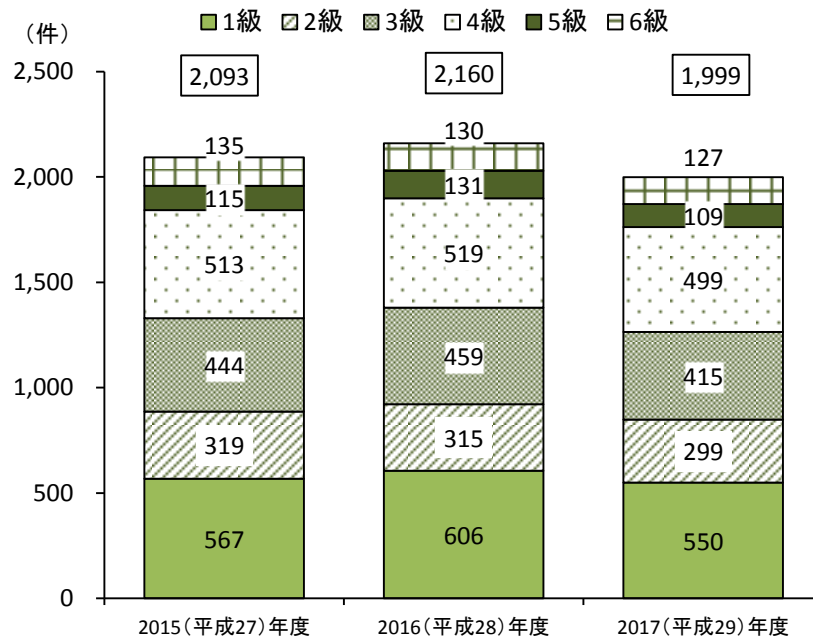
障害者手帳交付数は、3種合計で2015（平成27）年度は2,636件、2016（平成28）年度は2,730件、2017（平成29）年度は2,564件となっており、身体障害者手帳交付数が2017（平成29）年度で全体の78.0%を占めています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年3月末日現在）

② 身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）の推移

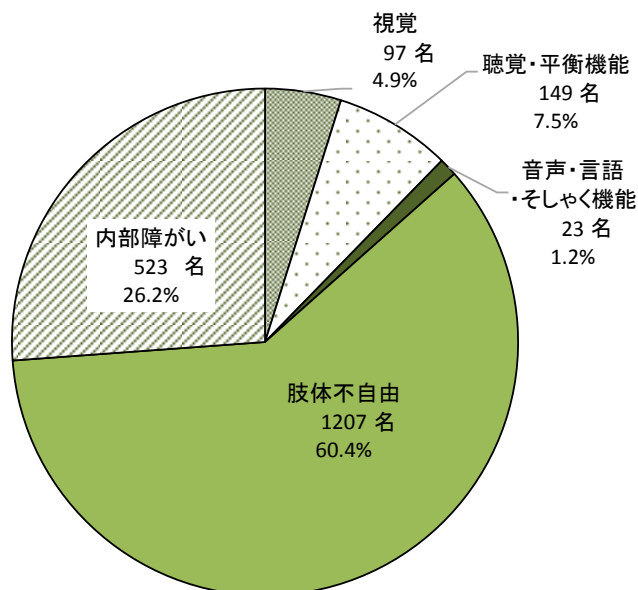
身体障害者手帳交付数は 2017（平成 29）年度が 1,999 件となっており、減少傾向となっています。等級別では 1 級が最も多く、3・4 級の中度の件数も多くなっています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年 3 月末日現在）

③ 身体障害者手帳交付数（障がい種類別）

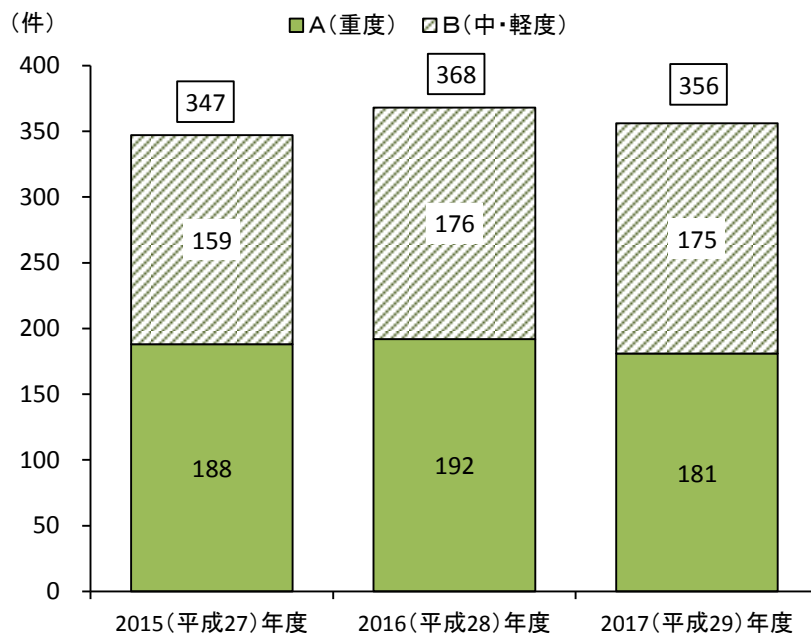
身体障害者手帳交付を種類別でみると、肢体不自由が 60.4%、次いで内部障がい が 26.2%となっています。



参照：「北秋田市福祉の概要」〔2017（平成 29）年 3 月末日〕
内部障がい：心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、HIV 感染症、肝臓

④ 知的障がい者数（療育手帳交付数）の推移

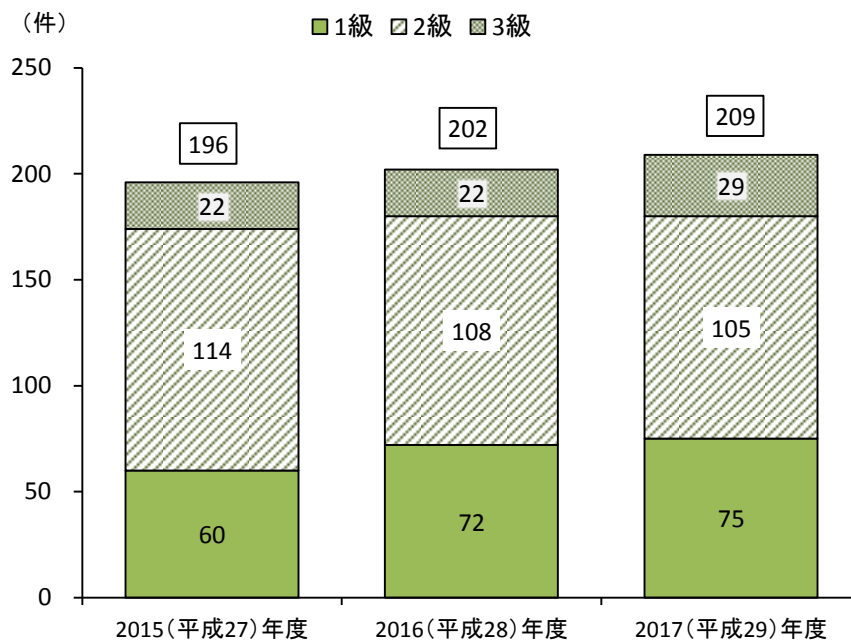
療育手帳交付数は2017（平成29）年度は、重度が50.8%、中・軽度が49.2%となっており、ほぼ半数ずつの割合となっています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年3月末日現在）

⑤ 精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付数）の推移

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、等級別では2級が最も多く、2017（平成29）年度は全体の50.2%を占めています。

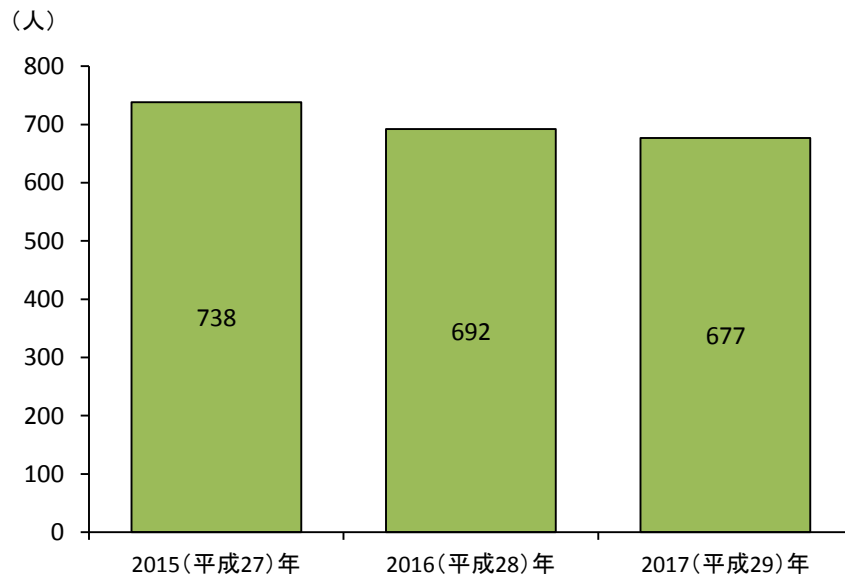


参照：「北秋田市福祉の概要」（各年3月末日現在）

(3) 子ども・子育て世帯の推移

① 児童数（保育園児）の推移

児童数は経年で減少しており、2015（平成 27）年度に 738 人いた児童が、2017（平成 29）年度には 677 人と約 60 人の減少となっています。

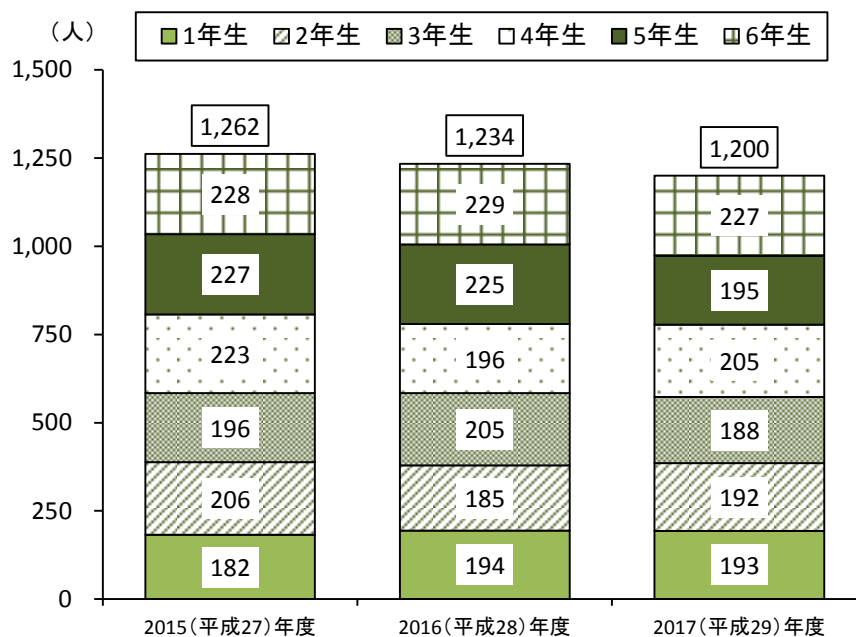


参照：「北秋田市福祉の概要」（各年 3 月末日現在）

② 小中学校生の推移

小学生の生徒数は、全体数で見ると経年で減少しており 2015（平成 27）年度は 1,262 名の生徒が 2017（平成 29）年度には 1,200 名となっています。

学年別でみると、2017（平成 29）年度時点では小学校 1 年生～3 年生の低学年で一学年 200 名を下回っています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年 3 月末日現在）

第3節 地域実態の把握

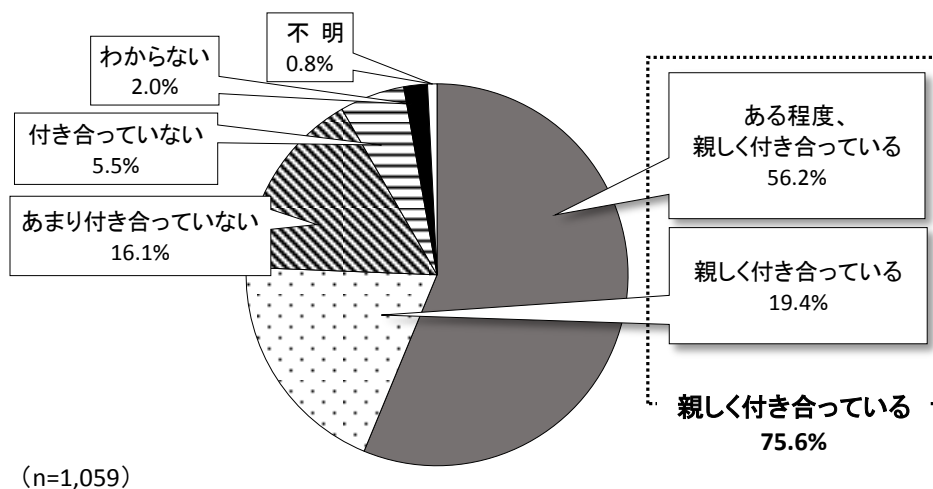
計画策定に際して実施した市民アンケート調査と地区座談会の結果は以下の通りとなりました。

(1) 市民アンケート調査結果

○隣近所と親しく付き合っている人が多い

となり近所と「親しく付き合っている」人が約8割おり、過去1年間で地域の人との話し相手になったり、冠婚葬祭や除雪・雪下ろしの手伝いをしたことがある人がいます。

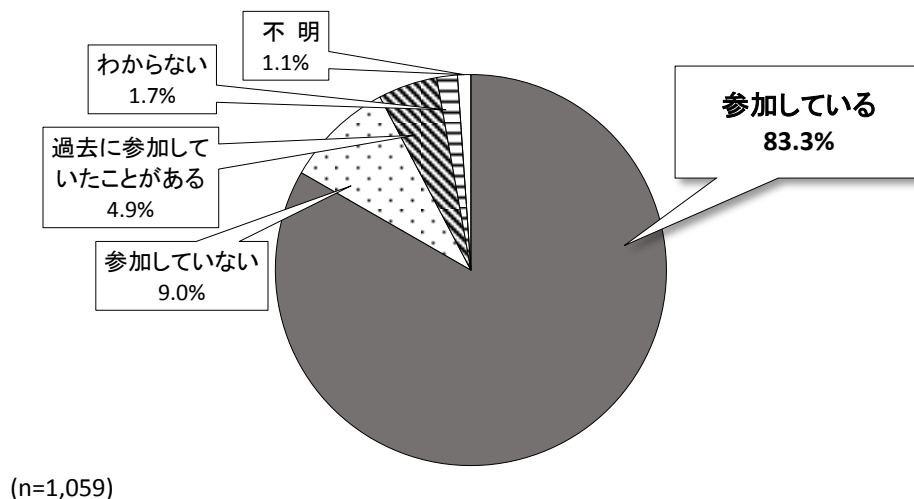
問9 隣近所との現在のお付き合いの状況



○自治会・町内会へ参加している人が多い

自治会・町内会へ参加している人は、約8割を占めており、自治会・町内会が地域活動の主な場となっています。

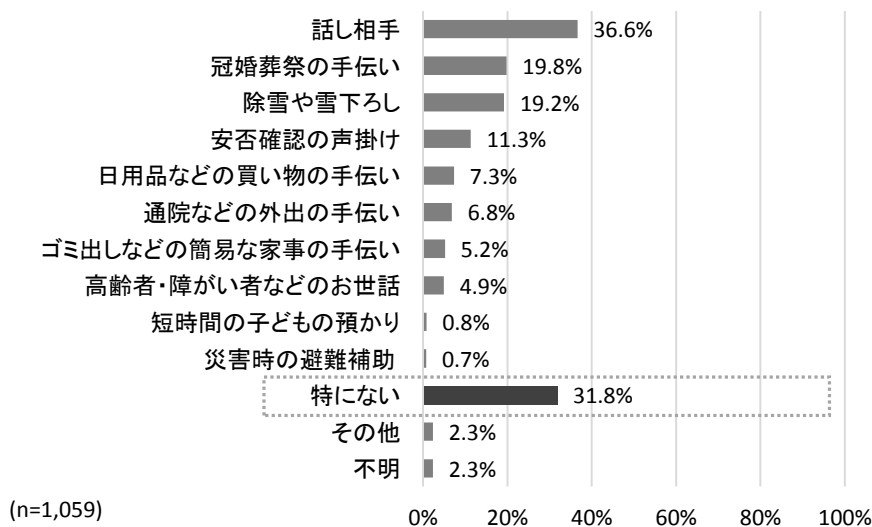
問20 自治会・町内会への参加



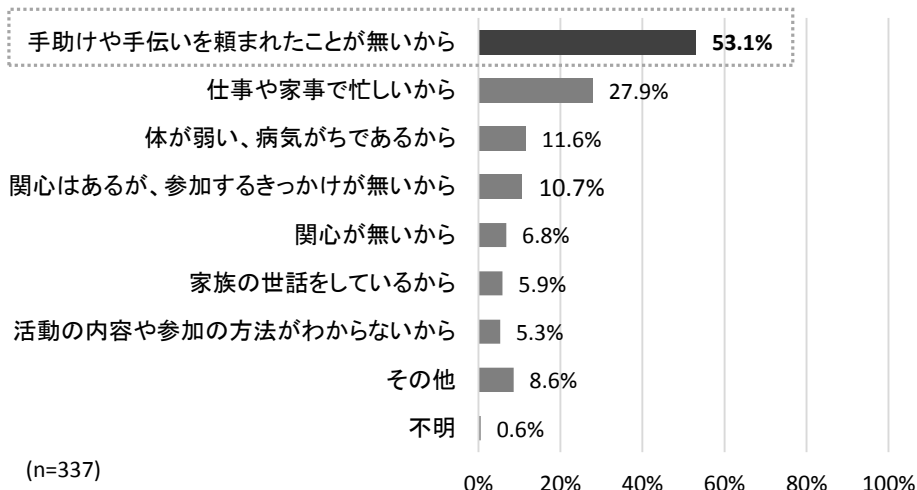
○「頼まれたことがない」から、地域の手助けをしたことがない

「１年間で地域の人の手助けや手伝いをしたことがない」人が約３割おり、その理由は、「頼まれたことがないから」が最も高く、約５割を占めています。

問13 過去一年間に、近所の人に対して、
どのような手助け・手伝いをした経験があるか



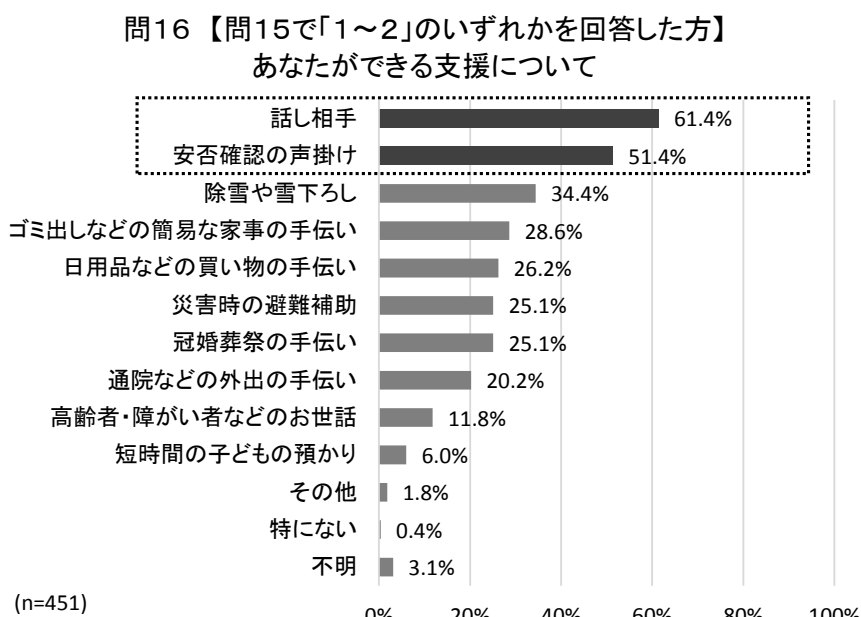
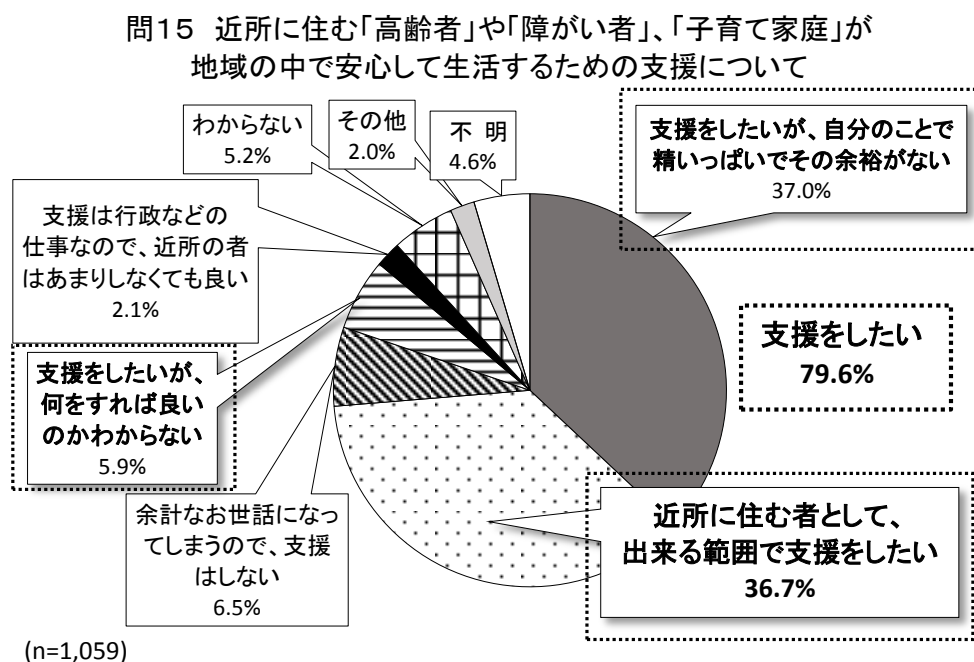
問14 【問13で「12. 特にない」と回答した方】できない理由



○「近所で助けあう」意識

近所への支援について、『支援をしたい』と考えている人は約8割います。「支援をしたいが、自分のことで精いっぱい余裕がない」、「近所に住むものとして支援をしたい」がそれぞれ約4割おり、「支援をしたいが、何をすれば良いのかわからない」と答えた方もいます。

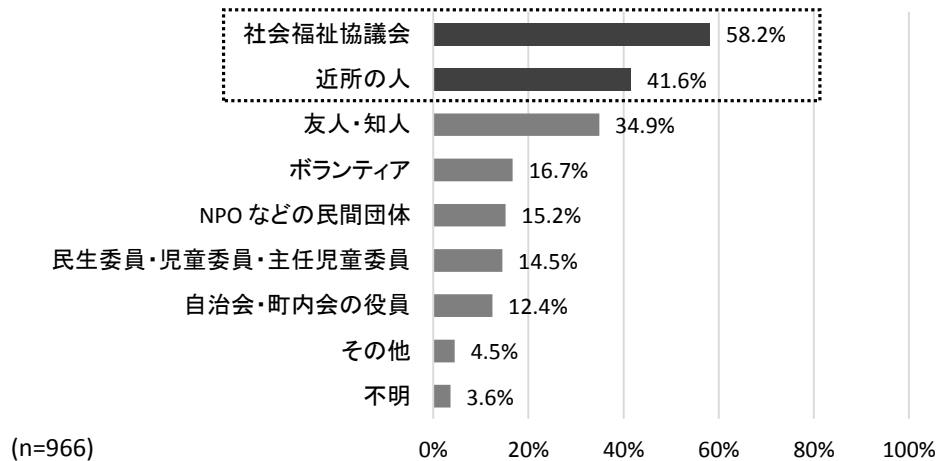
支援をしたいと考えている人は、「話し相手」（約6割）、「安否確認の声掛け」（約5割）、「除雪や雪下ろし（約3割）」のお手伝いはできると考えています。



○手助けしてほしい人は、「社会福祉協議会」と「近所の人」

手助けを受けたい人について、「社会福祉協議会」と回答した人が約 6 割と最も高く、次いで「近所の人」が約 4 割となっています。

問18 【問17で「1～12」のいずれかを回答した方】
誰から手助けを受けたいか

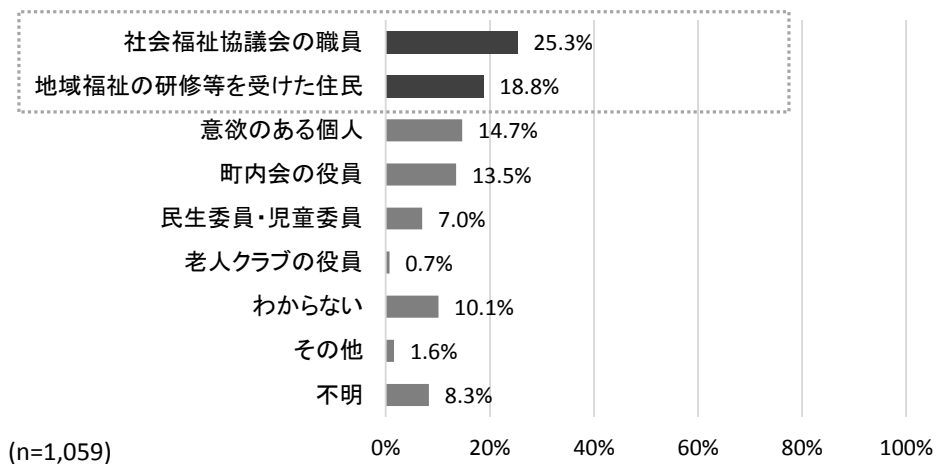


○地域活動の中心は、「社会福祉協議会」と「地域住民」

福祉活動を進める場合、中心となって企画・運営を行うべき人について、「社会福祉協議会の職員」が約6割と最も高く、次いで「地域福祉の研修等を受けた住民」が約4割を占めています。

社会福祉協議会による地域への働きかけが浸透していることが伺える一方で、福祉活動の中心は住民であると考えている人の割合も高くなっています。

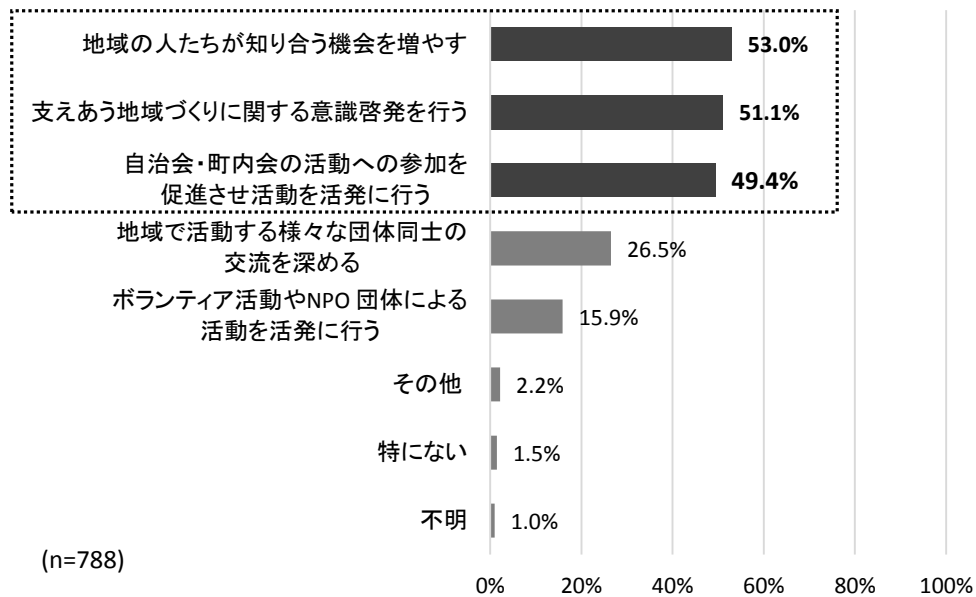
問24 お住まいの地域での福祉活動を進める上で、
誰が中心となって企画・運営を行うべきか



○地域に必要なのは「知り合う機会」と「地域づくりへの意識」

共に支えあう地域づくりのため、北秋田市で必要な住民活動として、「地域の人たちが知り合う機会を増やす」「支えあう地域づくりに関する意識啓発を行う」が約 5 割います。

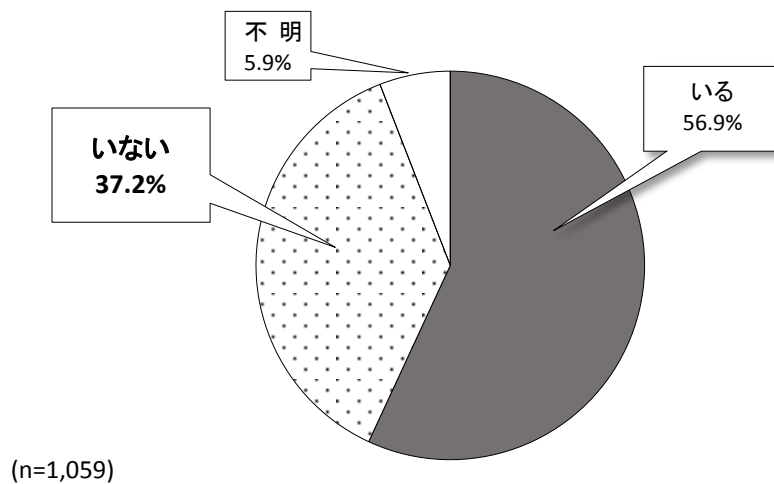
問22 支えあう地域づくりを進める上で、
北秋田市ではどのような住民活動を行っていく必要があるか



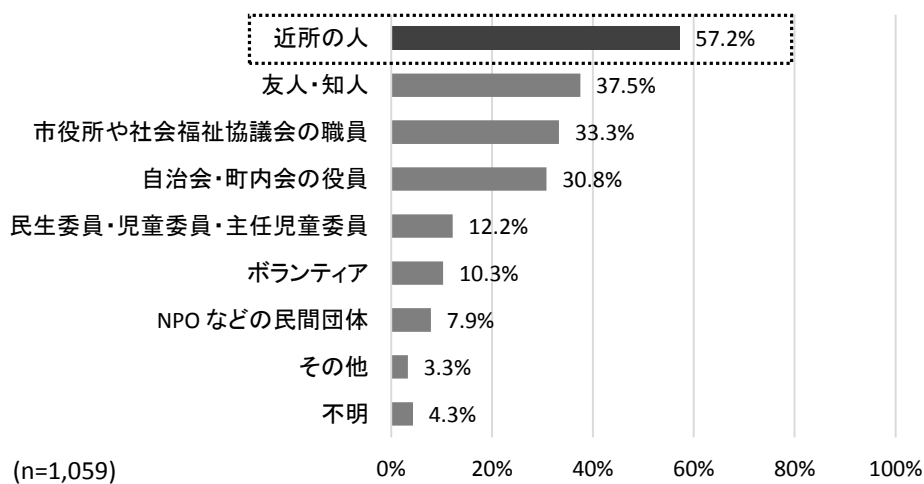
○災害が発生したとき、避難援助をお願いしやすい人は「近所の人」

災害発生時に、避難行動の補助をお願いできる人が「いない」人は、約 4 割います。一方で、避難するときに補助をお願いしやすい人は「近所の人」と答えた人が約 6 割を占めており、災害発生時に一人で避難できない人が最も頼りにしているのは「近所の人」となっています。

問29 災害発生時に避難行動の補助をお願いできる人がいるか



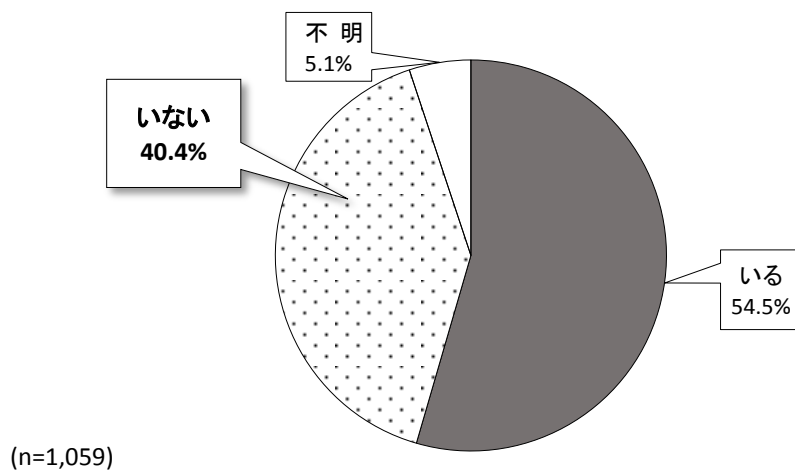
問30 避難補助をお願いしやすい人



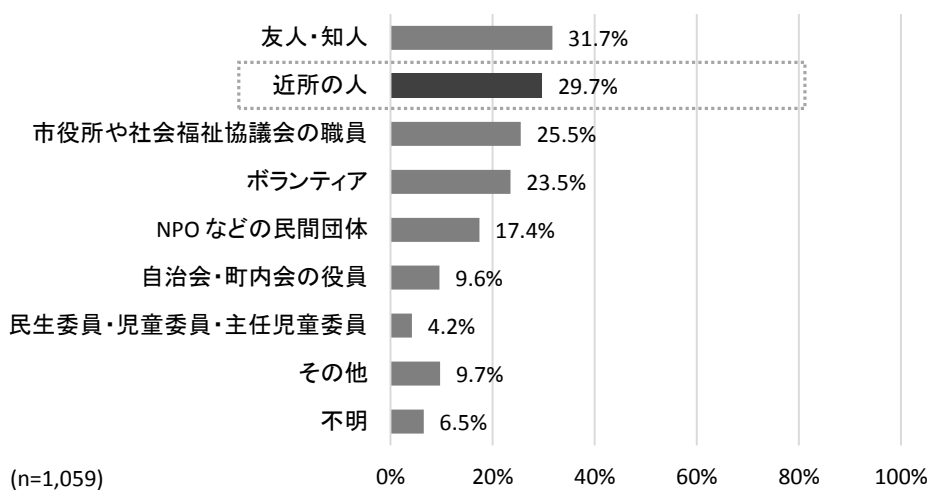
○除雪や雪下ろしをお願いしやすい人は、「友人・知人」や「近所の人」

除雪について、除雪や雪下ろしをお願いできる人が「いない」人が、約4割います。除雪や雪下ろしをお願いしやすい人は、「友人・知人」と「近所の人」が約3割となっています。

問32 除雪や雪下ろしをお願いできる人がいるか



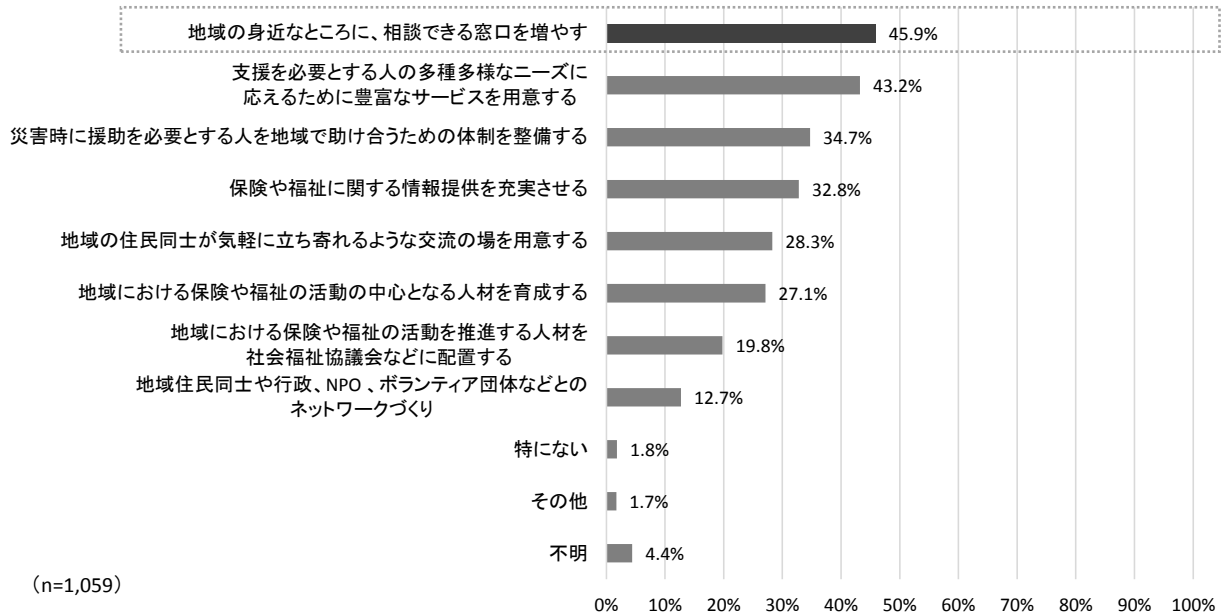
問33 どういう人であれば、除雪や雪下ろしをお願いしやすいか



○地域で暮らすために必要なのは「身近なところで相談できること」

住み慣れた地域で安心して生活していくために、行政に力を入れてほしい施策は、「地域の身近なところに、相談できる窓口を増やす」が約５割で最も高くなっています。

問43 今後、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、
行政はどの施策に力を入れていくべきか



(2) 住民座談会の概要

4地区（鷹巣、合川、森吉、阿仁）それぞれでワークショップを開催し、グループごとに以下のテーマで話し合いをしました。

＜話し合いのテーマ＞

- テーマ① 「地域のよいところ」
- テーマ② 「地域のなかで困っていること」
- テーマ③ 「わたしたちにできること」

鷹巣地区

＜実施状況＞

- ◆ 日時：2016（平成28）年2月13日（月）13時30分～16時00分
- ◆ 会場：北秋田市役所
- ◆ 参加者：48名
- ◆ グループ数：7グループ

＜意見の内訳＞

総数	①良いところ	②課題	③対策
374	159	143	72

合川地区

＜実施状況＞

- ◆ 日時：2016（平成28）年2月8日（水）13時30分～16時00分
- ◆ 会場：合川農村環境改善センター
- ◆ 参加者：45名
- ◆ グループ数：6グループ

＜意見の内訳＞

総数	①良いところ	②課題	③対策
390	184	143	63

森吉地区

<実施状況>

- ◆ 日時：2016（平成28）年2月14日（火）13時30分～16時00分
- ◆ 会場：森吉コミュニティセンター
- ◆ 参加者：34名
- ◆ グループ数：5グループ

<意見の内訳>

総数	①良いところ	②課題	③対策
200	88	81	31

阿仁地区

<実施状況>

- ◆ 日時：2016（平成28）年2月6日（月）13時30分～16時00分
- ◆ 会場：阿仁ふるさと文化センター
- ◆ 参加者：19名
- ◆ グループ数：3グループ

<意見の内訳>

総数	①良いところ	②課題	③対策
242	108	98	36

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

北秋田市では、第2次総合計画における福祉分野の基本理念として、誰もが明るく健やかに暮らし、共助としての地域の助けあいと、公助としての福祉施策がバランスよく両立するまちづくりを目指すことを掲げています。

本計画は、北秋田市における福祉の個別計画を横断する連携計画と位置付けており、基本理念についても総合計画の福祉分野の理念を踏襲するものとして以下のように掲げます。

お互いが 尊敬し支えあう 明るいまちづくり

第2節 基本目標

北秋田市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

1. 地域を支える「ひと・ところ」の育成

地域におけるあらゆる人にとって住みやすいまちを目指すためには、そこに住まう人々の協働と活動への参加が必要不可欠となります。

地域における高齢化が進み、様々な福祉課題が顕在化している中で、地域の一人ひとりが「お互いを尊敬し支えあう」意識を持ち、地域を支えあう「ひとり」として活動できるように、地域福祉を担う「ひと・ところ」の育成を進めていきます。

2. 安心して暮らせる「まち」づくり

明るいまちづくりを目指すためには、だれもが、安心・安全に暮らせるまちをつくることが重要です。

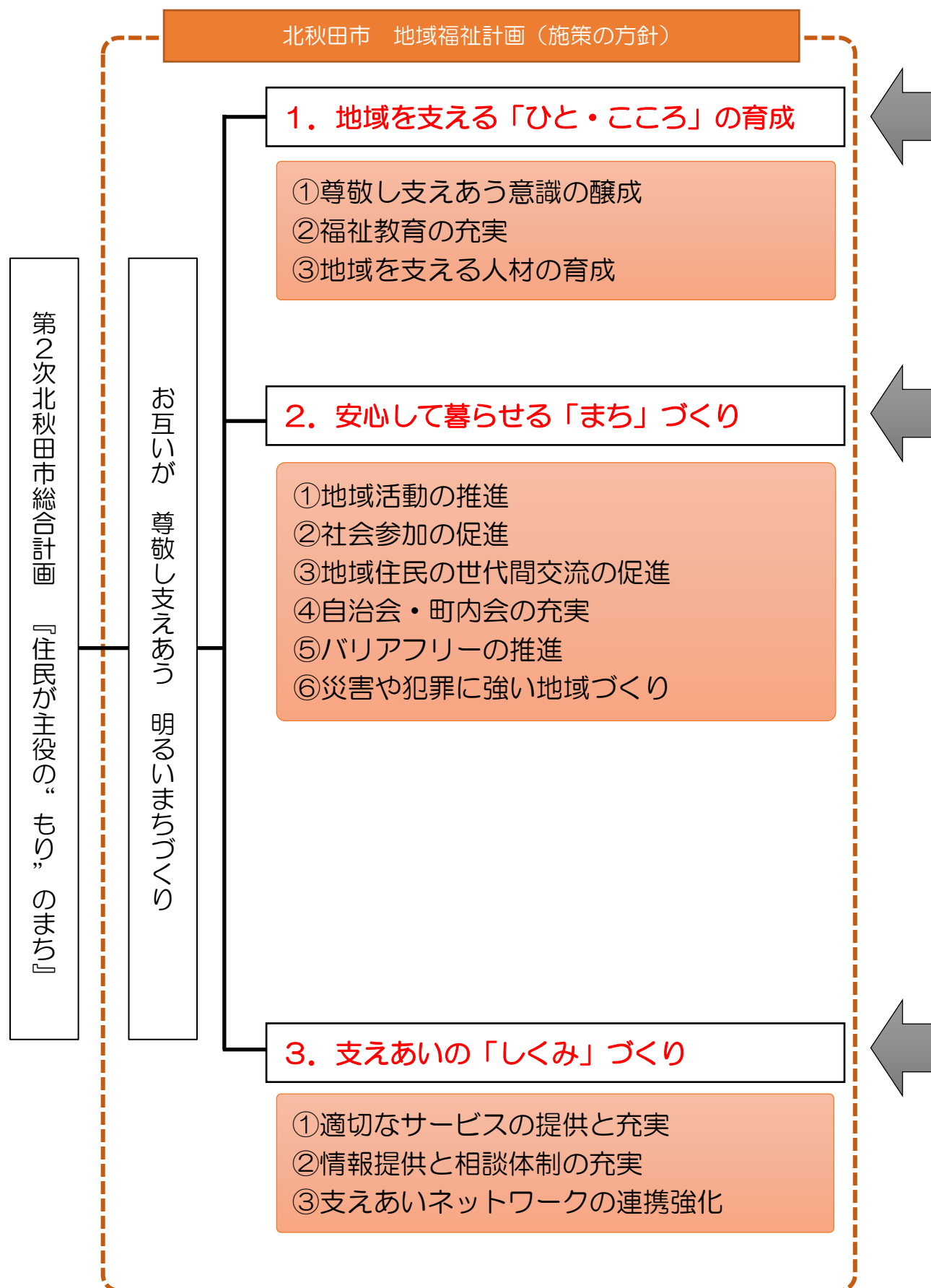
地域における自治会・町内会などの住民主体の活動を推進することで、手助けを必要としている人への支援を充実させるとともに、公共施設のバリアフリー化の推進や災害に強いまちづくりを進めることで、「地域のあらゆる主体」が参画して「まちづくり」を進めていきます。

3. 支えあいの「しくみ」づくり

地域に住まうすべての人が地域で安心して暮らすためには、行政だけではなく、自治会・町内会などの住民活動と関係機関・団体との連携が欠かせません。

困っている人を孤立させないために、地域のつながりを保ちながら、多様な主体が連携して取り組む、支えあいの「しくみ」づくりを推進します。

第3節 施策の体系



北秋田市 地域福祉活動計画（社会福祉協議会の取り組み）

1. 地域を支える「ひと・ところ」の育成

- ①－1 住民・自治会活動の推進
- ①－2 福祉の意欲の向上
- ②－1 社会人への福祉教育の実践
- ②－2 児童・生徒への福祉教育の実践
- ②－3 学生への福祉教育の実践
- ②－4 学校と連携した福祉教育の実践
- ③－1 福祉人材の育成と活動拠点の醸成

2. 安心して暮らせる「まち」づくり

- ①－1 地域福祉活動の推進
- ①－2 住民活動への支援
- ①－3 地域間交流のサポート
- ②－1 交流の場づくりの推進
- ②－2 移動困難者支援の推進
- ③－1 世代間交流の促進
- ③－2 継続的な世代間交流事業の展開
- ③－3 子育て世代との交流機会の創出
- ④－1 自治会・町内会の支えあい活動のサポート
- ④－2 地域の課題解決能力の向上
- ⑤－1 安心安全の暮らしのサポート
- ⑤－2 わかりやすい情報発信
- ⑤－3 障がい者理解の促進
- ⑥－1 災害対策の充実
- ⑥－2 地域の見守り活動の充実
- ⑥－3 除雪作業のサポート
- ⑥－4 警察と連携した防犯体制の強化

3. 支えあいの「しくみ」づくり

- ①－1 高齢者・障がい者支援の推進
- ①－2 生活困窮者支援の推進
- ①－3 子育て支援の推進
- ②－1 相談窓口での相談・情報提供の実施
- ③－1 地域支援ネットワーク形成の推進

第4章 地域福祉計画（施策の方針）

第1節 地域を支える「ひと・こころ」の育成

（1）尊敬し支えあう意識の醸成



地域課題の整理

- ◆ 北秋田市全体として、近所づきあいが良好な関係にある状況が伺える一方で、必要な人に具体的な手助けを実施できていないことが課題です
- ◆ 「支えあう・助けあう」という地域のつながりの基盤をさらに醸成し、地域全体の福祉の意欲を向上させることが必要になってきます



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で、近所でのあいさつや地域活動における交流を増やし、住民同士が触れ合いお互いを知る機会づくりに取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 一人ひとりが隣近所とのあいさつや声掛けを交わすなど近所付き合いを大切にします
- ◆ 地域行事への積極的な参加や自治会・町内会活動などへ自ら参加するように心がけます
- ◆ 地域行事やイベントの時は、隣近所の住民や友人などに声かけをし、地域のにぎわいや参加しやすい雰囲気をつくります

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 地域福祉活動を促進するために、誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図り、また既存の施設などを利用した地域の拠点づくりを進めます
- ◆ 地域で孤立する高齢者の問題や、地域住民が抱える病気や障がい、その他生活のしづらさを周囲が気づき、行政サービス等へ早い段階でつなげられるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員といった関係団体と協力しながら福祉ネットワークの形成を進めます
- ◆ 住民主体の活動を推進し、住民同士で地域を支えあうひとづくりのため、地域住民が自ら活動しやすい環境づくりや住民同士の交流の場・機会の提供を実施します
- ◆ 住民が「できること」と「してもらいたいこと」市に「やってもらいたいこと」を市や社協とともに考え、地域が助け合うまちづくりを推進します

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 住民主体の活動をサポートするとともに、福祉のイベントや情報を企画・発信することで、地域の支えあい活動を推進します

【コラム】地域での取り組み事例①

光の会とささえの愉快的なかま

～地域活動に参加して障がいについての理解を深める機会とし、
障がい者本人の力の発揮する場となるため～

《活動の成り立ち》

平成 16 年から始まった障がい者本人の会『光の会』を後押しするように平成 19 年から北秋田市の障がい者の拠点となる生活支援センターが設置され、安定した活動ができるようになりました。そこに集うなかまが合同して、平成 22 年度からはじまった市の生涯学習フェスタに初回から参加させてもらい、高校生や地域の皆さんとコラボすることで障がいについて理解を深め、交流することで障がい者本人たちが、地域の中でも堂々と自己表現できる場として自信をもっていける事を目的としています。

《実施している活動の内容》

毎月定例会（学習会）第3日曜日

【春】3月～5月 ・救急救命講習 ・吉野郷祭り（フリーマーケット） ・学習会（私たちの未来予想図） ・パークゴルフ（パークゴルフ協会との交流）	【夏】6月～8月 ・森吉山散策（北海道おじいおばあの交流） ・吉野交流ホーム宿泊体験、調理教室等 ・学習会（食育について） ・秋田市公共交通機関の利用と買い物等
【秋】9月～11月 ・学習会『アイアムサム』映写会（自己理解） ・100キロチャレンジマラソン ボランティアアイシング担当 ・内陸線旅行内陸線応援、余暇支援	【冬】12月～2月 ・余暇支援、忘年会、宿泊、飲食等 ・総会（1年間の反省、新年度計画） ・余暇支援ボウリング

《連絡先》

光の会 会長 富樫 洋和

北秋田市障害者生活支援センター

北秋田市宮前町 9-67

TEL:0186-60-1150（24 時間対応） FAX:0186-67-6037

《今後の意気込みや活動方針》

高齢化率の高い北秋田市において障がいをもつ私たちの力が必要になるのではないかと自負しています。地域で共存できる力をつけたいのです。

(2) 福祉教育の充実



地域課題の整理

- ◆ 地域で困っている人がいても、その人を手助けする「きっかけ」がない人たちがいます
- ◆ 「児童・生徒」を対象にした教育に限らず、地域の幅広い世代に対して実施する必要があります



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で、子どもからおとなまで福祉に触れる機会を増やし、福祉を身近に感じてもらえるように取り組んでいきます

① **市民や地域**が取り組むこと

- ◆ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、「とりあえず参加してみる」などの積極性を心がけます
- ◆ 自治会・町内会や民生委員・児童委員などが地域の交流会や行事を実施し、住民が地域の困っている人を手助けする「きっかけ」を生むための「きっかけ」をつくります
- ◆ 自治会・町内会や学校等、地域の様々な主体と連携して、多くの人が福祉を学べるように、主体的に取り組めます

② **市役所**が取り組むこと

- ◆ 困っている人に周りが手を差し伸べられる、声をかけられるよう地域の意見を聞きながら、地域の状況に合わせつつ、市主導の研修会や学習会を通した「きっかけ」作りを進めます
- ◆ 地区の座談会などから市民のニーズを把握し、ボランティアやNPOと地域をつなげ、見守りや声かけといった福祉活動の習慣づくりを行います
- ◆ 認知症サポーター養成講座の学齢期での実施や高校生に向けた介護職員研修の実施など若い世代の福祉への関心・興味を得られるよう各種研修を実施し、地域の手助けをする人材と意識を育成します
- ◆ 障がいについての理解が深められるよう、研修の開催や交流活動等を実施し、障がいをより身近なものとして知り、理解を深められる取り組みを行います。
- ◆ すべての人が福祉に触れる機会を創出し、それぞれの地域で「何が必要か」をともに考え、地域福祉のルールづくりを住民とともに進めます

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 福祉を身近に感じるためのボランティア活動や講座を通じて、福祉への関心を高める福祉教育を推進します
- ◆ すべての人が福祉に触れる機会を作ることで、住民の主体的な福祉活動への参加を促します

(3) 地域を支える人材の育成



地域課題の整理

- ◆ 地域の福祉活動の主体が社会福祉協議会に集中している中、地域の交流の場を支援・継続させる地域の担い手が求められています
- ◆ 隣近所の「互助」の力で、生活の困りごとや心配ごとを解決することが期待されます



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で、地域課題に関心のあるボランティア人材を増やし、地域の中心になる人の育成に取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 高齢者向けの「生き生きサロン」の利用者を若い世代にも拡大し、多くの人が福祉に関われる場づくりを行います
- ◆ 一人ひとりが福祉に関する学習会や研修会へ積極的に参加するよう心がけます
- ◆ 高齢者や障がい者、その家族と世代間交流などを持つことで、幼少期からの福祉教育と市民の福祉体験を図ります

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 地域住民同士の交流の場や相談内容にこだわらない定期的な情報交換・相談の場の提供、また継続のために地域へ必要性を理解してもらい、管理・運営していける役割を創設できるよう地域への協力を求め、理解を促します
- ◆ 市内の社会福祉法人へ地域における公益的な取り組みを促進し、社会福祉協議会を中心として、社会福祉法人全体で市内の地域福祉活動を支える体制の構築を進めます
- ◆ 自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域団体が地域住民と協力しながら、それぞれの問題・課題を地域全体の問題・課題として捉え、課題等を抱える本人の理解のもと、地域がすすんで問題解決に取り組む「互助」の力を育成します

- ◆ 地域住民全員が主体となれるよう、その育成に取り組むとともに、住民が「自分たちにとって、何が必要なのか」「どうすれば地域が暮らしやすくなるのか」を地域全体で考え、地域への関心・協力意識を呼びかけます
- ◆ 学齢期から福祉への関心を高め、将来の地域を支える担い手となるよう『教福連携』を進め、人材の育成に取り組みます

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 住民の継続的な活動の醸成を推進します
- ◆ 「隣近所の互助力」を促すため、福祉の技術習得などを通して積極的に地域に関わる人材を育成します

【コラム】地域での取り組み事例②

北秋田市立鷹巣東小学校

～地域あったかプロジェクト～地域のお年寄りに温かい気持ちをとどけよう～

《活動の成り立ち》

鷹巣東小学校では、平成28年度に、地域貢献の一環として、学区内に住む高齢者と触れ合う活動を通じて、児童生徒の地域への思いと高齢者を大切にしようとする気持ちを育むための取り組みを行いました。

《実施している活動内容》

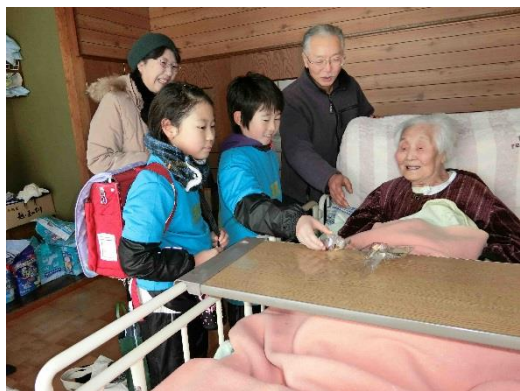
学校周辺の7地区の民生委員の方々に同行していただき、6年生がグループに分かれ、100人程の地域の高齢者の皆さんに、日頃の感謝の言葉を一言添えて、プレゼントを手渡ししました。

また、メッセージカードや折り紙、あさがおの種、学校田でとれたお米を使ったミニおにぎりづくり等、全校生徒で取り組みました。

地域のお年寄りの方は、去年のメッセージカードも大切に保管され、大変喜ばれていました。

《今後の意気込みや活動方針》

今後も、地域の方々から元気をいただいたお返しに、ふれあい交流を続けていきます。



【地域の方へプレゼントを手渡しするーコマ】

第2節 安心して暮らせる「まち」づくり

(1) 地域活動の推進



地域課題の整理

- ◆ 継続的な地域活動のため、関係者の積極的な参画が求められています
- ◆ 地区活動に参加していない（できない）住民を把握し、活動への参加を促していくための取り組みが求められています



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、市全体で自治会・町内会を中心としながら、関係機関・団体と協働して、あらゆる人が参画しやすい地域活動の醸成に取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 地域行事を通じて、あらゆる住民が地域活動に参加できるように、関係機関と協働して地域活動の周知や実践を行います
- ◆ 継続した地域活動を行えるよう、複数の自治会・町内会が連携して行事を運営するなど地域活動の基盤づくりを図ります
- ◆ 地域行事やイベントの音頭をとる、進んで役員などを引き受けるなど地域づくりへの意識を高めます
- ◆ 交通機関など、地域の課題により活動に参加できない市民に対して、地域としてできる支援を行い、活動への参加を促します

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 地域住民の要望調査など、地域単位で行うことが難しい各種調査・実態把握を行い、その結果を地域と共有し、地域活動を推進します
- ◆ 地域内の活動や定例会議等に行政職員が参画し、地域の意見を直接聞き、制度へつなげられる体制またはそれに類する体制の構築を進めます
- ◆ 地域住民が「なぜ地区活動に参加できないのか」に着目し、無理に活動参加を促すのではなく、参加しやすい活動を行えるよう、地域の活動を支援します
- ◆ 病気や障がいなどが理由で地区活動に参加したくてもできない住民へ制度の利用を促し、地域で健全に継続した社会生活が送られるよう取り組みます

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 市の長所である、盛んな自治会・町内会活動を継続・拡大させるための活動を推進します
- ◆ 地域間連携を推進し、地域の特性やニーズに応じた先駆的な地域活動の調整を図ります

【コラム】地域での取り組み事例③

北秋田市障害者生活支援センター

～地域と共に!!共生社会を実現するクリスマス会～

《活動の成り立ち》

「障害者生活支援センターささえ」は平成19年4月に開所しました。地域で暮らす障がいのある方が、地域の中でより豊かに生活していけるよう支援しながら、地域の障がい理解を深めるため様々な活動を展開しています。

《実施している活動の内容》

ささえでは、季節を感じず生活している方が多いことに気づき、季節を感じながら生活できることを目指して、各行事を大切にしてきました。クリスマス会もその一つで、はじめは12月に2回ささえで開催していましたが、年々参加者が増え、狭いセンター内では人数が入らないという事態になり、平成25年から公民館（現コムコム）に場所を移し、民生委員や各福祉事業所、行政、地域ボランティアの皆さんと障がいのある当事者との交流の場と位置づけ、100人規模で開催する事になりました。準備から片付けまで出席者全員が参加し、会の中では手作りの食事と本物の音楽を聴きながら、参加者全員で楽しみました。

《連絡先》

北秋田市障害者生活支援センター

北秋田市宮前町9-67

0186-60-1150（24時間対応）FAX:0186-67-6037

《今後の意気込みや活動方針》

障がいのある方がより豊かな地域生活を送れるよう、地域住民の障がい理解を図るため、地域住民の障がい理解を図るため、地域の活動に積極的に参加したり、当事者の会活動支援を通して、当事者のしたいやりたい活動を実現する事や自己表現の機会を作っていきます。

また、親亡き後も地域で暮らしたい、働きながら地域で生活したい、働くために必要な事を学びたいなど、皆さんの「したい」を実現するため共に考えていきます。

(2) 社会参加の促進



地域課題の整理

- ◆ 高齢者・障がい者・子育て家庭が、地域に参画できる「場づくり」や「仕組みづくり」が求められています
- ◆ 「移動支援」を求める高齢者や障がい者が多く、地域全体の課題となっています



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で、あらゆる人が参加しやすい「交流の場」をつくり、社会参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 福祉人材の育成に関する講座等を通じた、様々な福祉課題に関する知識の習得を基に、地域のあらゆる交流の場で実践し、あらゆる人が参加しやすい「交流の場」づくりに取り組みます
- ◆ 既存の公共交通機関や福祉サービスによる移動手段を活用しながら、地域状況に対応した移動手段の支援策を、関係機関と連携して取り組みます

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 高齢者や障がい者、子育て世帯が地域にどのように参画したいのか、実態調査を行うとともに、それぞれの交流の場や世代や状態に関わらない「だれでも相談」のような場の構築を進めます
- ◆ 地域活動・自治活動を活発に行えるよう、活動の場づくりや他の地域での事例の提供など活動に必要な支援を行います
- ◆ 高齢化や身近な場所からの店舗の撤退などにより、暮らしている地域での日常の買い物が困難な人を支援する取り組みや体制について、関係機関と連携を図り、実施に向けての検討を進めます
- ◆ 日常生活において移動が困難な住民の交通手段として、また、交通不便地域を解消するために乗合タクシーの運行と利用を進めます

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 多様な福祉ニーズに合わせた「場づくり」を推進します

(3) 地域住民の世代間交流の促進



地域課題の整理

- ◆ 少子化や学校統合の影響から、地域と学校の交流が希薄化している地域があります
- ◆ 年齢や障がいなど、状態を問わず集まれる「多世代交流の場」が必要とされています



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で、地域と子どもの交流を促進し、継続的な世代間交流活動に取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 学校と連携して、地域と子どもが交流促進を図れる取り組みを行います
- ◆ 地域の学校行事に参加するなど、学校を通じた交流を行います
- ◆ 自治会館や福祉施設等の地域の施設を、多くの市民が交流できる場として活用できるように関係機関と連携します

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 地域と学校との交流を深めるよう、学区や教育委員会と協働した取り組みを行います
- ◆ 北秋田市民ふれあいプラザや公民館など、地域の拠点を活用し、多世代が交流を行える行事の企画・運営、また地域の取り組みへの参画を行います
- ◆ 子育て中の人々が、友人づくりや育児不安の解消の場として役立ててもらえるよう、親子の集いの場や子育てグループの活動の場を設置するよう、関係団体と協議します
- ◆ 地域の課題、要望、参加者等に応じ、「多世代交流の場」の立ち上げに協力します

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 高齢・障がい・子育て世代のための交流活動から、みんなが参加しやすい交流活動へ発展させていくよう努めます

(4) 自治会・町内会の充実



地域課題の整理

- ◆ 高齢化とともに、町内会行事に参加できる人が少なくなっています
- ◆ 自治会・町内会活動の継続と充実のため、若い世代からの参画が求められています
- ◆ 地区の事情による自治会・町内会活動の工夫が必要になってきます



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体であらゆる世代が自治会・町内会活動に参加できるよう、関係機関と連携し魅力ある活動に取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 多世代交流の事業を通じて、あらゆる世代が自治会・町内会活動と触れ合える場づくりを行います
- ◆ 個別の自治会・町内会の活動内容の、周知や情報提供を行い、他の自治会・町内会と共有し情報交換を行うことで、良い取り組みを実践していきます

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 自治会・町内会の活発な取り組みを支援するため、活動内容、実態、あり様の検討等、地域コミュニティのあり方を地域住民とともに協議します
- ◆ 自治会・町内会の自主性を尊重しつつ、要請に応じて活動の支援や複数の自治会・町内会の連携の調整などに取り組めます
- ◆ 研修会や学習会などを通して、地域コミュニティの必要性を地域住民、特に若い世代へ周知し、参画を促します

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 北秋田市の長所である、盛んな自治会・町内会活動を継続・充実させるための活動を推進します
- ◆ 地域の困りごとや心配ごとの吸い上げを行い、自治会・町内会とともに解決のための活動に取り組めます

【コラム】地域での取り組み事例④

鷹巣地区でのサロン活動

～地域のひととのつながりを大切に、共に元気で過ごそう～

【綴子上町自治会～いきいきサロン上町～】

《活動の成り立ち》

綴子上町自治会では、高齢者の居場所づくりと交流を目的として、「いきいきサロン上町」を、平成26年6月から行っています。開催日は、第1水曜日と第3水曜日ですが、12月から3月までは毎週水曜日に行っています。第1水曜日は、200円徴収のお食事会、他は弁当持参での昼食会を行っています。

《実施している活動内容》

20名ほどの参加者で、午前に血圧測定、近況報告とお茶会、健康体操、合唱、ビンゴゲーム、しりとりゲーム等行い、脳の活性化を図っています。昼食時には、各自自慢の漬け物やお菓子等、盛りだくさんの田舎料理が出てきます。午後には、グランドゴルフと卓球で体力づくりをします。

また、児童館を使用できない時期があるため、年6回ほど移動研修を行います。平成30年度は、春に大湊村の生態系公園、桜・菜の花ロードの鑑賞、秋には、田舎館村の田んぼアート見学、十和田湖の紅葉観賞など楽しんでいます。3月には誕生会とひな祭りを行います。



【十和田ホテルにて】



【食事会メニュー】

【あけぼの町町内会～サロンあけぼの～】

《活動の成り立ち》

あけぼの町内会では、町内に住む人たちとの繋がりを大切にしようと、寒かった会館を新築した平成27年度から、「サロンあけぼの」を月1回開催しています。

《実施している活動内容》

民生委員、包括支援センターとも連携し健康教室を行い、また北秋田市をもっと知るために視察研修を行ったり、忘年会、新年会など企画は盛りだくさん。

地域の人と楽しく過ごすことで、防災意識の高まり、近所との繋がり、助け合いも自然に芽生えてきます。

今後も民生児童委員や関係機関と連携しながら、地域が元気に過ごせるよう活動を続けます。



【サロン活動のようす】

【コラム】地域での取り組み事例⑤

合川地区自治会長会

～自治会の運営方針の中で「住民福祉の向上」を掲げ～

《実施している活動内容》

○自治会計画の事業参加の呼びかけ

住民が集う交流とコミュニケーションの場は、「楽しみの場」に合わせて参加を促します。また、自治会の目標である地域づくりにも一役果たしている意識を持ってもらうことも大切です。

○レクリエーション（※以前は「運動会」）

各世代とも気軽に参加できるように、子ども向け・高齢者向けの種目へ配慮しています

○ねぶた流し（絵灯ろう行列：小・中生中心の笛太鼓のお囃子隊）

家族連れも見学に訪れてくれます。高齢者施設も巡り、子どもたちとお年寄りで楽しさを共有しています。伝統的文化行事は、高齢者の関心度・期待度が非常に高いです。

○地域祭典（宵宮祭と大祭の2日間）

宵宮祭の「演芸会」では、各自治会・町内会割当に、舞台出演の踊りなどで高齢者も参加しています。数回の練習会を実施しており、本番前の交流もとても有意義なものとなっています。

「門祓い」「みこし」は大人と子ども用の2台あります。「みこし」は親子会が主体的な役割を担っており、自治会等の役員は脇役（サポート役）に徹します。これにより、「親子会」が主体的に行事に関わっていくことができます。また、見物に来た人たちへ、見物参加も応援や協力につながることから、「立派な一人前の参加者です」という呼びかけを行い、参加者意識を高めるようにしています。ねぶたや演芸会、みこしなどの伝統行事には、伝統的なお花での賛助金で参加をする人たちもおり、参加の仕方も多様となっています。

《今後の意気込みや活動方針》

人口減や過疎化の荒波、役員の担い手確保も難しくなっており、組織全体も縮小方向での再編化が必要になっています。そんな中、「下部役員、隣近所での配布物係くらいなら自分達もできる」というありがたい高齢者の意見もあがっています。

今後は、高齢者参加率が高い事業である「レクリエーション」には、男性や若者が少ないため、世代間交流を今後どのように計画していくかが鍵となります。また、災害時や日頃からの高齢世帯の見届け法を探るも、人的関係の希薄化や関係団体との連携が難しくなかなか進んでいないことが課題の一つとなっています。

☆★29年度祭典のお礼＝天気も味方、神事・奉納行事とも無事終了★★

9月10日～11日の“合川神明社祭典”のご報告とお礼をさせていただきます。

神官さんの拝礼ご祈願のもと、神社氏子会役員が中心となって粛々と執り行われた「神事」と「門祓い」そして恒例の奉納行事「演芸会」と「みこし」も皆さんの参加と暖かいご声援のおかげで賑々しく楽しく終えることができました。

演芸会舞台では、町内会有志の皆さんと5組の熱演と新企画「のど自慢コンクール」への出演者と審査員、ゲスト職員「鳳扇会」の踊り…と多彩な顔ぶれ、楽しく見事な演出で会場を大いに沸かせてくれました。

また、みこし行列では大人に混じった小学校低学年児童達も元気いっぱいの参加で、人数不足を補い、目標の2台繰り出しをどうにか達成できました。役員の皆さんや協力してくださった方々、児童の付き添いで参加してくださった保護者の方々にも感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

(5) バリアフリーの推進



地域課題の整理

- ◆ 地域主体の多様な集まりを推進していくためにも、すべての住民にとって集まりやすい、使いやすい場の整備が求められています



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で公共施設のバリアフリー化や心理的障壁をなくす活動を通じて、すべてのひとが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 地域のことや福祉のことに関心を持ち、「広報きたあきた」や「社協だより」、自治会・町内会の回覧板などに目を通すよう心がけます
- ◆ 認知症をはじめとした精神疾患や障がいなどの正しい知識を得るように努め、間違った情報からの偏見をなくし、誰もが暮らしやすい地域づくりを行います

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 公共施設のバリアフリー化や障がい者等用駐車場の普及を推進し、みんなが安心して暮らせる環境づくりを推進します
- ◆ 「声の広報」や「点字広報」など、みんなが情報にアクセスできるくらしを推進します
- ◆ 「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及に取り組み、援助や配慮を必要としている人が、暮らしやすい地域を目指します。

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 関係機関・団体と連携し、安心安全の暮らしをサポートします
- ◆ 心理的な障壁を取り除くための取り組みを推進します

(6) 災害や犯罪に強い地域づくり



地域課題の整理

- ◆ 災害発生時に支援をお願いできる人がいない人がいます
- ◆ 冬期の除雪や排雪が地域の課題となっています
- ◆ 空き家の増加に伴い、管理者不在による周辺地域への影響が懸念されます



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で、災害等の緊急時に、助けが必要な人や、困っている人を地域で手助けし合える体制づくりに取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 北秋田市防災マップに目を通し、暮らしている地域の災害時の状況や避難先について把握するよう努めます
- ◆ 関係機関と連携して、発災時の避難方法や避難支援についての情報共有を行います
- ◆ 冬期の雪対策として、隣近所で協力して除雪作業に取り組むとともに、市役所や社会福祉協議会に情報提供しながら、必要とされる対応に取り組みます

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 災害発生時に配慮の必要な要配慮者を把握し、支援の必要な災害時要配慮者の名簿を作成します
- ◆ 近年の自然災害における教訓を踏まえ、「北秋田市災害時要配慮者避難支援プラン」と「災害時要配慮者支援対策マニュアル」を策定します
- ◆ 災害時、個別に避難行動に支援が必要な人を対象に避難支援計画の作成を進めるとともに、避難時における地域住民の協力を求めます
- ◆ 北秋田市防災マップや防災無線の老朽化により配布を予定している防災ラジオなどを用いて地域の防災力強化に努めます
- ◆ 災害時に支援が必要な人の理解を得ながら、その状況を調査・把握し、対象者の同意をもとに社会福祉協議会、自治会・町内会や民生委員・児童委員、その他関係団体へ情報の提供を行います
- ◆ 地域から情報をもらいながら、空き家の状況把握と対応策検討に努めます

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 緊急時の対策や防災・防犯への取り組みを推進します
- ◆ 小地域ネットワークを活用し、地域の見守り体制構築を推進します

【コラム】地域での取り組み事例⑥

伊勢町自治会「安全の会」

～「つながりある町内会をめざして」～

《活動の成り立ち》

町内運動会・交流会・子供会等含め活発な町内会（約170世帯）でしたが、徐々に、若者の地域離れや高齢者世帯や施設入所者の増加が進んできました。そのため、安否確認や地域の絆の必要性から『安全の会』を設置、火の用心パトロールをはじめました。（継続中）

近年、地域にアパートや住宅が建設され、更に地域つながりが求められるようになり、若い人を巻き込んだ取り組みが必須と思うようになりました。

また、子育て世代の核家族、高齢者や生産年齢世帯の一人暮らしも増加する中、「孤独死」が発生し、連絡先が不明など近隣のつながり不足が課題となりました。避難訓練への参加で、耳が不自由であったり、歩行困難であったりなど、いざというとき一人で避難行動をすることが難しい住民が増えたこともわかりました。

安全に関する課題は認識したものの、民生委員や自治会長だけでは負担が多いこともあり、女性部から「安心のつながりのある町内会をめざそう」という提案が上がりました。それには、個人情報共有化・声の掛け合い・町内会のあり方を自治会ぐるみで検討することが必要でした。そうした町内会活動の展開のためには、サロンの復活と内容の検討が重要でした。



【避難訓練のようす】

《実施している活動内容》

○認知症予防レクリエーション・介護保険制度・災害時の心得と避難場所、笑い、カラオケ、なんでも相談など安心して楽しく過ごせる内容を盛り込む。

★サロン活用し近隣とのつながりの大切さに気づき合う。

★いきいきサロンへの案内を（月1回）40名の対象者宅を訪問しお誘いする。

★チラシには昼メニュー（会費制）や活動の内容を漫画的描写で具体的に作成する。



【炊き出しの試食】

連携機関：社会福祉協議会・危機管理対策室・包括支援センター・保健センター・警察・地域住民の知識活用（看護師・社会福祉主事）、福祉関係者・消防署等

○個人情報見守りカルテ作成

- 1、サロン活動の中で、アンケートを実施『地域でこんな仕組みがあるといいな』
- 2、名前を出さずに皆さんの思いを発表する（後日まとめを配布）
- 3、参加者は見守りカルテの必要性を理解し即急に実施して欲しい賛同の声が出された
- 4、個人情報記入と同意書文を明記し提出（32名分）※追加希望随時受け入れ
- 5、保管場所は自治会長・民生委員・女性部とすることに承認を受ける
- 6、自治会長筆頭に「役員・各班長（14組）・民生委員・女性部合同会議」を開催し、いつでも・どこでも、情報を密に支援できる体制を確認し合った

⇒サロンを活用し信頼関係を持つことで、アンケート調査にも理解を得ることができました。また、「つながりのある町内会」の基盤と意識が活動として一歩踏み出すことができました。

【コラム】地域での取り組み事例⑦

北秋田市阿仁民生委員児童委員協議会（児童福祉部）

～子どもたちの安全を守る地域づくりのために～

《活動の成り立ち》

阿仁地区は県内でも 1、2 位を争う過疎地域となり、少子高齢化が顕著な地域です。平成元年度には 502 人だった児童・生徒数が、平成 29 年度には約 5 分の 1 の 92 人（内訳：2 小学校児童数 57 人、1 中学校生徒数 35 人）に激減しました。特に小学校では、高学年のいない登校班が発生するなど、安全面が心配される事態となりました。

少しでも地域の子どもたちを取り巻く環境を察知し、大切な地域の子どもたちの安全を守る機会になればという理由から継続されている活動です。

《実施している活動内容》

- 登下校時の見守りや声かけ、保育園や学校行事への参加等
- 青少年育成市民会議阿仁支部と連携した毎月第 1 金曜日のあいさつ運動
- 阿仁地区少年保護育成委員会と連携した毎月 5 日の校門前と通学路でのあいさつ運動
- スクールガードへの登録（阿仁合小学区の全委員、平成 24 年度から）
- 年一回の 2 園・2 小・1 中学校との地区毎での情報交換会
- 入・卒園式、入・卒業式、運動会、発表会、なべっこ遠足、人権の花植え等各種行事への参加
- 公民館、児童クラブ主催の行事への手伝い

《今後の意気込みや活動方針》

子どもたちの安全を守る地域づくりの活動は、実は全ての世帯の安心・安全な地域づくりにもつながっていると感じています。また、私たち委員の活動で、未来を担う子どもたちが少しでも「地域の人たちに守られている」と感じてくれたり、「自分の生まれ育った地域のよさ」を感じ取ったりしてくれればと思っています。

課題としては、県内有数の豪雪地帯であるため、一番心配な 1～3 月の見守りが、自宅および近所の除雪作業等により手薄になることから、解決に結び付く方策が必要となっています。



【初夏の『人権の花植え』のお手伝い】

人権擁護委員会からの呼びかけに、私たち民生委員・児童委員のメンバーもお手伝いしています。



【秋の『なべっこ遠足』】

H24 年度からは、『なべっこ遠足』のお手伝いもしています。郷土料理であるきりたんぼ鍋の作り方、火の通し方も伝授します。

第3節 支えあいの「しくみ」づくり

(1) 適切なサービスの提供と充実



地域課題の整理

- ◆ 多様な福祉ニーズに合わせて、提供するサービスの多様化が求められます



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で適切なサービスが必要な人に届くよう、関係機関とサービスの充実に取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 福祉サービスや保健・医療・福祉にかかる制度について、情報の取得を心がけます
- ◆ 市や社会福祉協議会などが開催する説明会、学習会などに積極的に参加し、福祉制度やサービスの理解を深めます
- ◆ 行政や関係機関に対し、分からないことを相談・質問するとともに、相談先が分からないなどの場合には民生委員・児童委員などに相談し、適切なサービス利用へつながるよう努めます

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 市の出前講座や研修会、学習会など制度やサービスの説明の際に事例等を用いた理解しやすい情報の提供を行います
- ◆ 高齢者や障がい者など情報を入手することや手続きを行うことが難しい人に対しては、訪問などの個々人の状況に合わせた適切な提供や近隣住民、自治会・町内会や民生委員・児童委員などの協力を求めた本人の負担の少ない方法を模索します
- ◆ 介護保険サービスの普及に努めるとともに、高齢者が地域で生活を続け、要介護状態にならないよう、早期からの介護予防に取り組めます
- ◆ 障がい者の自立を支援するために、障がい福祉サービスと市の福祉サービスの充実をすすめる、必要な制度につながるよう情報発信の方法を工夫し、利用の促進に努めます

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 国や市の提供するサービスが、必要とする方に届くようサポートします
- ◆ NPOなどの関係機関との連携による事業を積極的に取り入れ、みんながくらしやすい地域づくりを推進します

【コラム】地域での取り組み事例⑧

社会福祉法人 秋田県民生協会

～当法人による地域貢献活動について～

《実施している活動内容》

地域での活動として、体育館の地域住民への開放、マイクロバス・テント等備品の貸し出し、春・秋のクリーンアップ、秋田内陸縦貫鉄道駅舎の清掃、高齢者宅の除排雪、高齢者等への低額な福祉有償運送、夕食宅配サービスを実施しています。

近年は、市社協と連携し、法人内3施設が生活困窮者の就労訓練事業所として、認定を受けて訓練を行っています。

また、将来困ったとき気軽に利用できる食堂としても知っておいてもらうために、夏休み冬休みの子ども食堂を開催しています。

夏休み期間中の子ども食堂開催時は、どれだけの子どもたちが参加してくれるのか心配でしたが、予想以上の91名が参加してくれました。アレルギー食には、法人施設の栄養士のボランティア協力を得て、対応することができました。食事会場では、子どもたちや保護者の皆さんの会話が弾んでいました。



【就労訓練のようす】



【子ども食堂のようす】

(2) 情報提供と相談体制の充実



地域課題の整理

- ◆ 必要とする人に適切に提供されるよう、わかりやすいサービス情報の提供が求められます



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で、地域で気軽に相談できる関係づくりや相談窓口の拡充を図るとともに、わかりやすい情報の提供に取り組んでいきます

① **市民や地域**が取り組むこと

- ◆ 情報が入手しにくい状況の地域の人と、日常的な近所付き合いを通して、情報の共有を行います
- ◆ 自治会・町内会や民生委員・児童委員などが協力し、地域住民への情報の伝達を行います
- ◆ 自治会・町内会や学校等、地域のあらゆる場を通して情報発信と共有を行い、あらゆる人が、地域の活動や福祉サービスの内容を受け取ることができるように、主体的な情報共有を行います

② **市役所**が取り組むこと

- ◆ 市ホームページや広報誌等に対する意見を把握し、市民のニーズに対応した情報の見やすい、分かりやすい提供方法を検討し、市民が必要な情報を入手しやすくなるよう配慮します
- ◆ 高齢者福祉、障がい者福祉、こども福祉、健康推進や介護予防に関して、それぞれの窓口で相談に応じながら関係機関と連携し、必要なサービスにつながるよう調整を行います
- ◆ 複数の窓口での手続きが必要な場合など、相談者の負担を軽減するためにも、手続きの簡易化やワンストップ型の総合相談が可能な窓口の設置など、関係課と協議します。
- ◆ 身近な相談先として、高齢者向け総合相談窓口の利用を促します

③ **社会福祉協議会**が取り組むこと

- ◆ 戸別訪問活動や地域活動を通して、適切な福祉サービス情報の提供に努めます
- ◆ 多様な課題とニーズに対応できるよう、総合的な相談窓口を充実させます

(3) 支えあいネットワークの連携強化



地域課題の整理

- ◆ 関係団体での課題の共有を行い、効率的に適切なサービスや支援へつなげる仕組みづくりが必要となってきます
- ◆ 多様な福祉ニーズに伴い支援者が増えてきたため、支援者の横のつながりを担う役割や取り組みが求められています



みんなで取り組むこと

- ◆ 地域の課題に対して、北秋田市全体で関係機関・団体とのネットワークを構築し、地域のための活動の充実に取り組んでいきます

① 市民や地域が取り組むこと

- ◆ 支援が必要な場合や課題を抱えたときに行政や関係機関などに早期から相談するよう心がけます
- ◆ 課題を抱え、相談が難しい人が地域にいる場合、地域から行政や関係機関などに情報をつなげます
- ◆ 支援者がひとりで課題を抱えることなく、地域全体の問題として捉え、行政や関係機関の支援に協力します

② 市役所が取り組むこと

- ◆ 課題を抱えた人の意思を確認し、地域への協力を求めます。また、行政や関係機関へとつなげた人や地域に対し、本人が同意した範囲で相談の状況やその後の経緯の情報を提供します
- ◆ 地域で課題を抱えた人が埋もれることなく、早期の段階で制度やサービスにつながるよう、地域住民主体のネットワークづくりを関係機関・団体とともに協議し、仕組みづくりを実施します

③ 社会福祉協議会が取り組むこと

- ◆ 地域のネットワークづくりによって、みんなで地域課題に取り組むための活動を推進します
- ◆ 支援者や事業者間の連携調整を図ります

第5章 地域福祉活動計画（社会福祉協議会の取り組み）

第1節 取り組みの体系

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核として、地域と一緒に地域に根差した活動を実施していきます。

（1）地域を支える「ひと・こころ」の育成

地域の課題を地域とともに解決していく地域のちからを育てるためには、地域の課題を共有し、自治会・町内会をはじめとした多様な主体が連携していく意識の啓発が必要になります。

子どもから社会人、高齢者に至るまで、多様な世代が参画できる講座や体験学習を実施し、福祉活動やボランティア活動への理解を深めるとともに、地域での具体的な活動へつなげるためのコーディネートを行います。

目標	方針	取り組み内容
尊敬し支えあう意識の醸成	住民・自治会活動の推進	➤ 住民・自治会活動のための助成制度「地域福祉活動支援事業」を継続します ➤ 他の地域で取り組んでいる活動を紹介し活用促進のPRを行います ➤ 自治会町内会会長向けの地域福祉研修会を実施します
	福祉の意欲の向上	➤ 住民参加型イベント「福祉の集い」（合川地区）を継続して開催します ➤ 「北秋田市福祉大会」を継続して開催して地域福祉功労者を表彰するとともに、地域課題の共有と意識啓蒙に努めます ➤ 社協職員が、自治会町内会長や民生委員児童委員と連携して「全戸訪問活動」を継続し、地域課題を把握します ➤ 2ヶ月毎に広報誌「社協だより」発行やホームページを活用して地域の福祉情報の提供や意識啓蒙に努めます
福祉教育の充実	社会人への福祉教育の実践	➤ 「学んであんしん福祉講座」を継続し、自治会町内会向けに出張福祉講座を随時開催します ➤ 家族介護者向けの「介護教室」を継続し介護技術を学ぶとともに、日頃抱えている悩みや不安を軽減する機会を設けます。また、市内各種団体主催の介護教室の促進をはかります ➤ 自治会、町内会や市内の社会福祉法人向けの「災害ボランティア講習」を行い、災害時の支援体制や減災に向けた地域づくりを図ります
	児童・生徒への福祉教育の実践	➤ 学校の長期休みを利用して「ボランティアスクール」を開催し、福祉活動やボランティア活動への理解を深めます ➤ 世代間交流事業を開催し、交流の機会を促進します
	学生への福祉教育の実践	➤ 介護・除草・除雪ボランティアのコーディネート継続し支えあう地域づくりを実践します ➤ 職業体験、インターンシップの充実を図り、福祉人材の育成を行います ➤ 児童、生徒を対象とした手話や点字などの福祉に関する出張授業を地域の人材を活用しながら行います
	学校と連携した福祉教育の実践	➤ 福祉体験学習を促進し利用者との交流をしながら学びを深めます ➤ 「福祉教育応援事業」を継続し学校主体で行う地域福祉活動を助成支援します

目標	方針	取り組み内容
地域を支える人材の育成	福祉人材の育成と活動拠点の醸成	➤ サロンボランティア養成講座を開催し、自主的に取り組むボランティア活動実践への支援を行います ➤ 介護職員初任者研修（一般向け）を開催し地域における人材を育成するとともに、介護技術の習得及び在宅介護の負担軽減を図りながら、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます ➤ 社協職員と市内の社会福祉法人職員が連携して、高校生向け介護職員初任者研修を開催し、地域における福祉人材の育成に努めます ➤ 大学や専門学校と連携し、理学療法士、作業療法士、栄養士、社会福祉士等の実習機関として実習生の受入れを積極的に行い次世代育成に努めます

【コラム】地域での取り組み事例⑨

ボランティアスクール

～夏休みを活用した宿泊体験型スクール～

《実施している活動内容》

夏休みを利用して1泊2日の宿泊体験型のボランティア活動です。市内各地域の小学生が地域の方との交流を通して助け合いや思いやりの心を育むことを目的に開催しています。

「子ども＝支援される人」と捉えがちですが、そんなことはありません。誰かのために立派に活動することができます。そんな気持ちの変化が芽生えます。



【体験授業の一コマ】

《2017年の体験スケジュール》

初 日	プログラム①「認知症サポーター養成研修」 ～認知症の方との接し方を、みんなで考えよう～ プログラム②「災害体験」 地震体験車～大地震でもおちついて！～ 避難所設営～避難生活とプライバシー～ 夕食・入浴・花火 プログラム③ 「身の周りのモノを使った役立ちグッズを作ろう」 避難所体験就寝	 【大地震を体験】
2日目	起床・ラジオ体操・非常食朝食 プログラム④「被災地ボランティア体験発表」 プログラム⑤「避難所トイレを作ろう」 閉講式・修了証	 【避難所トイレを作ろう】

【コラム】地域での取り組み事例⑩

あいかわ「にわか劇団」

～笑いと人情で地域福祉づくり～

『為蔵こころの二輪草』（平成29年度）

為蔵は最近、変な夢ばかり見ている。キクが入院してからのこと。息子正男は、頼りになるような、ならないような。近所の仲間や民生委員さんも心配してくれてはいるが…。そんな時、吉三がやらかした！親切が裏目に。特殊部隊突入、県警ヘリコプター出動の大騒動。捜索中の児童は無事救出されるのか…？。

吉三の隠された人生の告白、子どもたちとのふれあい、為蔵を取りまく様々な出来事が、キクの退院の喜びにつながっていく。

為蔵のそばで、キクの花がいつまでも咲き続けますように…。



【あいかわ福祉の集いの一コマ】

《活動の成り立ち》

劇団は1994（平成6）年、旧合川町と町社会福祉協議会の職員有志が結成。旧合川町地区に住む主人公の為蔵とキク夫妻の日常を描いた創作劇をシリーズ化し、「あいかわ福祉の集い」で毎年上演しています。

おなじみの役者に合川弁。どこまで決めているんだか、わからないセリフ回し。台本もあるんだか、ないんだか…。

福祉と健康に対する住民の関心を高めるため、物語には認知症や介護など高齢化が進む地域課題も織り交ぜています。

劇団結成時からのメンバー6人は60・70代が中心で、高齢化や仕事事情で定期公演の準備と稽古が大変になってきていますが、「おめんどの劇見るの、毎年楽しみにしてらー。」という声に励まされ、平成29年度には『為蔵こころの二輪草』と題して23作目を上演しました。

近年は、子ども劇団「合川笑学校」として児童も参加し、平均年齢を下げてくれています

また、「あいかわ福祉の集い」は福祉活動への総参加をめざして開催しており、近年は福祉の集い実行委員会を中心に進めています。実行委員は、民生委員児童委員・婦人会・合川駅前自治会住民・元社協職員等で構成されており、地域ボランティアが活躍しています。

児童からお年寄り幅広い年代が参加することで共感を広げ、地域の皆さんに福祉について話題提供し、地域課題を一緒に考えるとともに、交流が促進され地域づくりの場となっています。



【あいかわ福祉の集いの一コマ】

(2) 安心して暮らせる「まち」づくり

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりのためには、地域の障がいのある人や一人暮らし高齢者らとの交流を通して、あらゆる人が気軽に参加できる場所づくり・環境づくりが必要になります。

自治会・町内会主催のサロン活動などの住民主体の地域活動へのサポートを実施することで、地域のあらゆる主体による活動を活性化させるとともに、手助けを必要としている方をみんなで支えていくまちづくりを目指します。

また、高齢や障がいによって外出機会の少ない移動弱者や、災害時において一人で避難できない要援護者に対するサポートを実施します。

目標	方針	取り組み内容
地域活動の推進	地域福祉活動の推進	➤ 「地域福祉活動支援事業」(再掲) ➤ 「地域福祉活動スタート支援事業」を実施しこれから地域福祉活動に取り組もうとする自治会町内会への助成・参画支援を行います
	住民活動への支援	➤ マイクロバスを無料貸与して地域の福祉活動の促進を図ります ➤ レクリエーション用具を無料貸与し地域の福祉活動の促進を図ります
	地域間交流のサポート	➤ 各地域サロンを集合した行事を開催し、交流と連携機能を高めます ➤ サロン活動への職員派遣を促進します
社会参加の促進	交流の場づくりの推進	➤ 自治会町内会主催のサロンが行われていない地区では社協主催の「ふれあいいきいきサロン」を継続実施しますが、今後は自治会町内会主催のサロンを促進します ➤ 「かたるべ交流会」を開催し障がいのある方や地域の方との交流を深めます ➤ 「きたきた希望の会」を週1～2回開催しひきこもり等の社会的孤立に陥っている方の集いの場を設け、社会参加を促進します ➤ 子育てサポートハウス「わんぱく」ではお子さんの一時預かりだけでなく、子育て家族の交流を促進します
	移動困難者支援の推進	➤ 一人暮らし高齢者の交流会を開催し、外出する機会の少ない高齢者の交流会や買い物支援を企画し実施します ➤ 外出支援サービス(受託事業)を継続して実施します
地域住民の世代間交流の促進	世代間交流の促進	➤ 夏休みの期間を利用して、児童が福祉施設を訪問し、ものづくりで交流を図ります ➤ 新米をつかった郷土料理「だまっこ作り」で世代間の交流を図ります
	継続的な世代間交流事業の展開	➤ 高齢者施設での交流イベントや体験学習を継続して実施します
	子育て世代との交流機会の創出	➤ 「ほほえみ祝い金」を継続し、民生委員児童委員や自治会町内会長が出産した方に対して出生祝いをお届けし、地域内のつながりを創出します

目標	方針	取り組み内容
自治会・町内会の充実	自治会・町内会の支えあい活動のサポート	➤ 「学んであんしん福祉講座」の企画、実施（再掲） ➤ 除雪機や軽トラックを無料貸与して自治会町内会、その他の団体が、雪寄せが困難な高齢者や障がい者に対して行う福祉活動を支援します
	地域の課題解決能力の向上	➤ 自治会長・町内会長と連携して職員による全戸訪問を実施します（再掲） ➤ 小地域ネットワークやあんしん電話登録の際には見守りネットワークを創出します ➤ 地域の課題について情報交換行い連携体制を構築します
	住民・自治会活動の推進	➤ 「地域福祉活動支援事業」（再掲） ➤ 「地域福祉活動スタート支援事業」（再掲） ➤ 自治会町内会長向けの福祉研修会の開催（再掲）
	子育て世代との交流機会の創出	➤ ほほえみ祝い金の実施（再掲）
バリアフリーの推進	安心安全の暮らしのサポート	➤ 各学校の福祉活動から寄贈された車いす、スロープ、歩行器の無料貸与を行うとともに、促進するための情報提供を行います ➤ 介護保険非適用の方への福祉用具貸与を継続します
	わかりやすい情報発信	➤ 広報誌「社協だより」の音声吹替えを行い視覚障がいの方への無料提供を継続します ➤ 朗読ボランティアや手話通訳との連携体制を図ります
	障がい者理解の推進	➤ 児童、生徒を対象とした手話や点字などの福祉に関する出張授業を地域の人材を活用しながら行います
災害や犯罪に強い地域づくり	災害対策の充実	➤ 市内の「災害ボランティア事前登録団体」のネットワーク拡大のため、企業や社会福祉法人との連携を強化します ➤ 毎年、災害研修会の開催し意識啓蒙に努めるとともに災害時の連携体制を構築します。さらに県内で災害ボランティアセンターが立ち上がった際は活動支援を行いながら実践力を高めます。 ➤ 大規模災害発生時には秋田県防災計画に基づき、秋田県社会福祉協議会と連携して「災害ボランティアセンター」を設置、運営し、市民の復旧活動を支援します ➤ 災害備品をストックヤードで適切に保管、管理するとともに、地域内で有効活用できるようPRします ➤ 行政と連携して福祉避難所での要援護者支援に積極的に取り組むとともに受入れに伴うマニュアルづくりを共同で行います。 ➤ 社協職員の救急救命講習の受講を促進し市民の命を守る活動に貢献します
	地域の見守り活動の充実	➤ 高齢者世帯防火査察指導を継続して実施します ➤ 全戸訪問活動で特殊詐欺防止などの周知や不審情報の収集を行います ➤ 自治会町内会長や民生委員児童委員と連携して小地域ネットワークの形成を図ります ➤ 認知症高齢者等見守りネットワークの周知を行い、各関係機関と地域住民が協力して地域全体で見守るしくみづくりを強化します ➤ 要援護者の日頃の見守り活動、災害時の地域内での助け合い活動に活用するネットワーク台帳の作成を各地区の民生委員児童委員と協力しながら充実させます。 ➤ あんしん電話（受託事業）を適切に運営しながらも今後の有り方について行政と連携して検討を進めます

目標	方針	取り組み内容
災害や犯罪に強い地域づくり	除雪作業のサポート	➤ 「福祉の雪事業」（受託事業）の適切な運営を行いながらより効率的な有り方について行政と検討を進めます ➤ 「地域福祉活動支援事業」（再掲） ➤ 除雪ボランティア支援（再掲） ➤ 除雪機、軽トラック無料貸与（再掲）
	警察と連携した防犯体制の強化	➤ 北秋田警察署と「地域安全活動」の覚書締結に基づき、「地域見守りネットワーク」のステッカーを公用車に貼付し、犯罪や事故の発生抑止を図ります。また、市内において緊急時に遭遇した場合は必要な通報を行うとともに安全対策を実施します

【コラム】地域での取り組み事例⑪

きたきた希望の会

～ひきこもりからの自立支援～

《活動の成り立ち》

少子高齢化の進行や単身世帯の増加といった世帯構造の変化など、社会構造も大きく変化しています。地方では過疎化が進み限界集落などコミュニティの維持も危ぶまれている地域もあります。また、在宅孤立死などの高齢者問題だけではなく、ニートやひきこもりなどの若年無業者の増加も大きな社会問題となっています。

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行されました。「くらし相談センター」を開設し、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対しその人の自立に向けた包括的な支援を地域住民はじめ、行政機関、関係機関とタイアップしながら展開しています。



【レクリエーションの一コマ】

《実施している活動の内容》

生きづらさを感じたり、生活に困難な状況を抱える人たち、どこにも相談できずに埋もれてしまう人たち、社会的孤立状態に陥っている人たちがいます。そんな人に寄り添い、自分のチカラで歩み始めるまでを支援します。中でも、就労していない若者の相談も多く、継続的な支援をするため若者の居場所を作りました。「きた（あ）きた」とみんなが集える「来た来た」をかけて「きたきた希望の会」と命名し、定期的集まり、レクリエーション、ボランティア活動、職業体験をする活動を展開しています。社会的孤立に陥っていた方も次第に自分に自信を取り戻していく過程で社会参加を実現させ、就労へと巣立っていきます。



【レクリエーションの一コマ】



【ボランティア活動の一コマ】

【コラム】地域での取り組み事例⑫

認知症高齢者等見守りネット事業「一人ひとりが見守り隊」

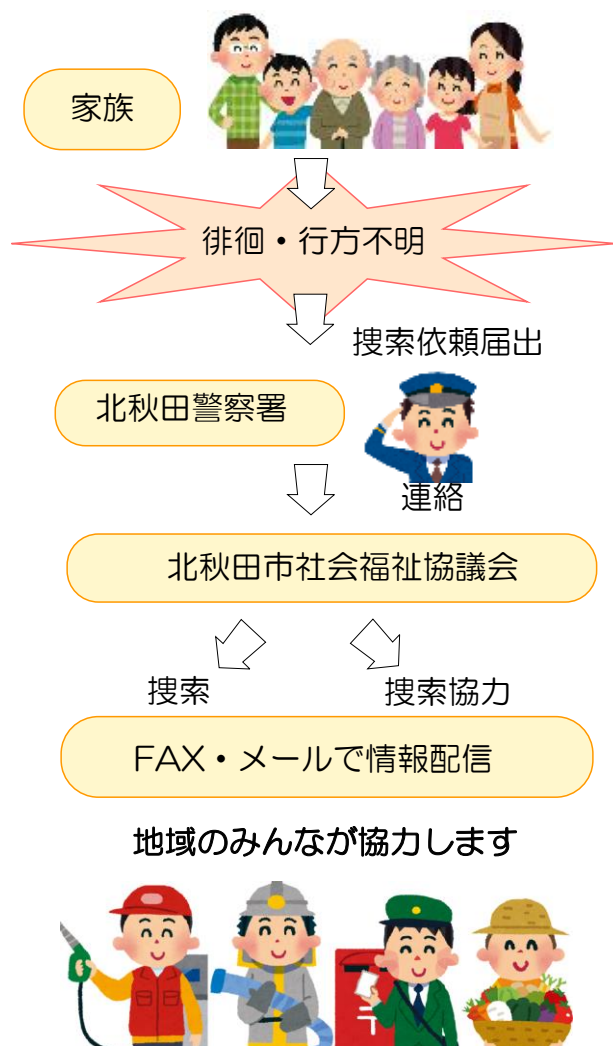
～一人ひとりを地域のネットワークで見守ろう～

《実施している活動の内容》

認知症に限らず、行方不明になる可能性のある方のお名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ事前に登録しておくことで、早期発見に役立てる仕組みです。

行方不明時には警察や社協職員をはじめ、行政、市内の社会福祉法人、各種事業所・営業所、郵便局、ガソリンスタンド、商店、民生委員、自治会などのさまざまな地域住民の方で、事前に協力機関として登録されている方に行方不明者情報を発信し、早期発見につなげます。

一人ひとりが見守り隊のしくみ



日常業務の中で徘徊と疑われる方を発見した場合は、社会福祉協議会、警察にお知らせください。

迅速な対応が肝心

行方不明は急いで見つけないとリスクが膨らみます。時間の経過とともに、より遠方に、より広範囲に搜索の手をひろげなくてははいけません。時には命に関わることもあります。早期発見のためにも事前に対策をとっておくことが大切です。

ご家族の登録は

ご本人の写真をお持ちになり社会福祉協議会にてお名前、特徴等の情報を事前に登録していただきます。行方不明時にのみ搜索協力者・機関に登録情報を配信して早期発見に役立てます。

協力員の登録は

目撃情報の提供に協力できる方は、社会福祉協議会の窓口にて事前登録をしてください。右のQRや北秋田市社会福祉協議会のホ

ームページからも登録できます。一人でも多くの方に登録いただくことで安心のネットワークが広がります。

市民の皆様のご協力おねがいします



(3) 支えあいの「しくみ」づくり

困りごとや心配ごとを抱えている人が適切なサービスを受けるためには、多様なニーズに対応する様々なサービスを提供するとともに、サービスや各種制度の情報をわかりやすく発信・提供していく必要があります。

窓口まで行けず困っている人を地域で孤立させないために、多様な地域支援ネットワークにより地域の情報収集を行い、支援を必要としている人やその地域にあったサービスの提供につなげます。

目標	方針	取り組み内容
適切なサービスの提供と充実	高齢者・障がい者支援の推進	➤ 自費訪問介護事業を実施し介護保険非該当の方への支援を広げます ➤ 外出支援サービス（受託事業）を適正に運営しながら今後の有り方について行政と連携して検討を進めます（再掲） ➤ 家族介護用品支給事業（受託事業）を適正に運営しながら今後の有り方について行政と連携して検討を進めます（再掲）
	生活困窮者支援の推進	➤ 食の自立支援事業（受託事業） ➤ 日常生活自立支援事業を実施するとともに、地域内における理解を深めるために適正な情報提供を行います ➤ 法人後見制度の実施を検討します ➤ コープフードバンクをはじめ市内企業との連携を拡大しながら一時的な食糧支援を継続します ➤ 各地域福祉センターに「たすけあい資金貸付制度」の相談窓口を設置して自立支援を促進します
	子育て支援の推進	➤ 子育てサポートハウス「わんぱあく」（再掲）
情報提供と相談体制の充実	相談窓口での相談・情報提供の実施	➤ 相談支援事業（障がい者総合支援）の相談窓口をイオンタウン内に開設します ➤ 無料法律相談会（受託事業）を開設します ➤ 「ケアプランセンターひだまり」をイオンタウン内に開設し介護の総合相談窓口としてワンストップ支援を実施します ➤ 生活困窮者自立支援法に基づく「くらし相談センター」（受託事業）窓口を設置し経済的困窮をはじめ社会的孤立者等複合的な課題解決に各関係機関と連携して取り組み、自立を支援します ➤ ひきこもり状態にある方への自立支援として、居場所づくりを継続するとともに、市内の企業や社会福祉法人との連携を拡大しながら自立支援を継続します ➤ 各地区の地域福祉センターに生活福祉資金貸付制度の相談窓口を設置します
支えあいネットワークの連携強化	地域支援ネットワーク形成の推進	➤ 認知症高齢者見守りネット事業（再掲） ➤ 各種ネットワーク会議への参画 ➤ 民生委員・児童委員協議会との連携 ➤ 小地域ネットワーク事業（再掲） ➤ 災害ボランティア事前登録ネットワーク（再掲） ➤ 要援護者ネットワーク台帳の作成（再掲）

【コラム】地域での取り組み事例⑬

災害ボランティア事前登録制度

～地域内連携で災害に強い町づくり～

《活動の成り立ち》

平成19年北秋田市豪雨災害（阿仁前田）において、秋田県内では初となる「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、市内外から訪れるボランティアと被災市民のニーズをマッチングさせて復旧支援を行いました。しかし、初めての経験ということもありコーディネート難しさ、復旧作業のノウハウの少なさを痛感しました。災害が発生してから準備では遅すぎました。



【北秋田市豪雨災害】

《実施している活動の内容》

平常時から地元の人のつながりを作っておくこと、顔が見えるネットワークを確認しておくことは災害に強い地域づくりをする上でも大切です。いざ、災害が発生すると被災地は混乱し、生活復旧に向けて何をどうすれば良いかの判断がしにくくなります。被災地支援の知識や作業技術の訓練を習得した方、被災地支援経験者がいれば、復旧に向けて大きな力となります。

平成25年、災害ボランティアセンターのマニュアルを整備し、災害ボランティア事前登録制度を作りました。これは平常時から災害への意識を高め、土地勘のある地元の企業や法人、団体が一体となって、いざというときに迅速に復旧支援を行うためのネットワークです。年に数回集まり、研修会や訓練を実施しています。

また、災害ストックヤードも整備し、復旧作業に使用する大量のスコップやバケツ、一輪車、デッキブラシ等も常備しています。県が認定する災害ボランティアコーディネーターの有資格者も多数配置し、東日本大震災でも各所で支援を展開しました。

平成28年7～8月、県南を中心に記録的な豪雨に襲われました。災害ボランティア事前登録団体に呼びかけ「災害ボランティアバス」を運行し、大仙市の災害復旧支援を行いました。

今後も市内の災害発生を想定して研鑽を積みます。

《連携先》

市内社会福祉法人、市内福祉団体、福祉施設、工務店、ＪＣＩ青年会議所、ビハーラ、北秋田市商工会青年部、秋田北鷹高校、ＪＡ、信頼の森



【災害ボランティア活動】

第2節 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が実施している事業や今後実施を計画する取り組みについて、具体的な事業内容や活動指標、財源や協力団体を以下に記載します。

(1) 地域を支える「ひと・こころ」の育成

① 尊敬し支えあう意識の醸成

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金
(受託事業以外の職員人件費は補助金を充当、以下同様)

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
住民・自治会活動の推進	地域福祉活動支援事業	件 事業	60 99	65 115	70 130	自	自治会・町内会
	地域福祉研修会 (自治会・町内会長向け)	回	0	1	維持	自	自治会・町内会
福祉の意欲の向上	福祉の集い(合川地区)	回	1	維持※1	維持	自	
	北秋田市福祉大会	回	1	維持	維持	自	市内社会福祉法人、各団体
	全戸訪問活動	世帯	全世帯	全世帯	全世帯	補	自治会・町内会、民生委員
	広報誌「社協だより」発行	回	6	維持	維持	自	

※1 森吉地区も開催予定

② 福祉教育の充実

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
社会人への福祉教育の実践	学んであんしん福祉講座	回	81	85	90	自	
	介護教室	回	1	維持	維持	自	
	災害ボランティア講習	回	1	維持	維持	自	市内社会福祉法人ほか
児童・生徒への福祉教育の実践	ボランティアスクール	回	1	維持	維持	自	
	世代間交流事業	回	8	維持	維持	自	福祉施設、老人クラブ、民生委員・児童委員
学生への福祉教育の実践	介護、除草、除雪ボランティアの調整		随時	維持	維持	補	民生委員・児童委員
	インターンシップの調整		随時	維持	維持	補	
	手話、点字の出前授業		随時	維持	維持	補	
学校と連携した福祉教育の実践	福祉体験学習	回	8	維持	維持	自	市内小中学校
	福祉教育応援事業	校	16	16	15※2	自	市内小中学校・高等学校

※2 学校統合のため

③地域を支える人材の育成

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
福祉人材の育成・活動拠点の醸成	サロンボランティア養成講座	回	2	維持	維持	自	
	介護職員初任者研修（一般向け）	回	1	維持	維持	補	
	介護職員初任者研修（高校生向け）	回	1	維持	維持	受	市内社会福祉法人
	実習生の受け入れ		随時	維持	維持	自	

(2) 安心して暮らせる「まち」づくり

①地域活動の推進

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
地域福祉活動の推進	地域活動福祉支援事業（再掲）	件 事業	60 99	65 115	70 130	自	自治会・町内会
	地域福祉活動スタート事業	件	1	維持	2	自	自治会・町内会
住民活動への支援	マイクロバス無料貸与	件	184	190	200	自	
	レクリエーション用具無料貸与		随時	維持	維持	自	
地域交流のサポート	地域サロン合同行事	回	1	0※3	0	自	
	サロン活動への職員派遣		随時	維持	維持	補	

※3「福祉のつどい」へ統合

②社会参加の促進

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
交流の場 づくりの 推進	「ふれあいいきいきサロン」	回	121	110※4	100	自	
	「介護者のつどい」	回	1	維持	維持	自	
	かたるべ交流会	回	2	維持	維持	自	民生委員・児童委員
	きたきた希望の会	回	48	維持	維持	補	市内社会福祉法人、企業、団体
	子育て家族の交流・一時預かり		随時	維持	維持	受	子育てサポートハウス「わんぱく」
移動困難 者支援の 推進	一人暮らし高齢者の交流会	回	14	維持	維持	自	民生委員・児童委員
	外出支援サービス	人	200	維持	維持	受	

※4 自治会町内会向けの研修会や「地域福祉活動支援事業」の活用を通じて、自治会町内会主催のサロン増への支援を併行

③地域住民の世代間交流の促進

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
世代間交流の促進	世代間交流事業（再掲）	回	8	維持	維持	自	福祉施設・老人クラブ・民生委員・児童委員
継続的な世代間交流事業の展開	福祉体験学習		随時	維持	維持	補	市内小中学校
子育て世代との交流機会の創出	ほほえみ祝い金	件	156	維持	維持	自	自治会・町内会長、民生委員・児童委員

④自治会・町内会の充実

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
住民・自治会活動の推進	地域福祉活動支援事業（再掲）	件 事業	60 99	65 115	70 130	自	自治会・町内会
	地域福祉活動スタート支援事業（再掲）	件	1	維持	2	自	自治会・町内会
	地域福祉研修会（再掲）		0	1	維持	自	自治会・町内会
自治会・町内会の 支えあい 活動のサ ポート	学んであんしん福祉講座（再掲）	回	81	85	90	自	
	除雪機、軽トラックの無料貸与	件	0	3	5	自	
地域の課 題解決能 力の向上	全戸訪問活動（再掲）	世帯	全世帯	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
	小地域ネットワークの形成		随時	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
	地域課題の情報交換		随時	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
子育て世 代との交 流機会の 創出	ほほえみ祝い金（再掲）	件	156	維持	維持	自	自治会・町内会、民生委員・児童委員

⑤バリアフリーの推進

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
安心安全 の暮らし のサポー ト	車いす、スロープ、歩行器の無料貸与		随時	維持	維持	自	
	福祉用具貸与（介護保険非適用者）	件	770	790	800	自	
わかりや すい情報 発信	「社協だより」の音声吹き替え	件	6	維持	維持	補	
	朗読ボランティア、手話通訳との連携		随時	維持	維持	補	ボランティア団体
障がい者 理解の促 進	手話、点字の出前授業（再掲）		随時	維持	維持	補	ボランティア団体

⑥災害や犯罪に強い地域づくり

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
災害対策の充実	災害ボランティア事前登録ネットワーク	団体	15	18	20	自	市内社会福祉法人ほか
	災害研修会	回	1	維持	維持	自	
	災害ボランティアセンター設置		随時	維持	維持	自	
	災害備品の管理		随時	維持	維持	自	
	要援護者支援のためのマニュアルづくり		なし	作成	維持	自	行政
	救命救急講習（職員）		随時	維持	維持	自	
地域の見守り活動の充実	高齢者世帯防火査察指導	世帯	58	維持	維持	自	民生委員・児童委員
	全戸訪問活動（再掲）	世帯	全世帯	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
	小地域ネットワークの形成（再掲）		随時	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
	認知症高齢者等見守りネット事業	ヶ所	53	55	60	自	市内各施設・企業・団体 市民
		名	29	35	40	自	
	要配慮者ネットワーク台帳の作成・見直し	回	1	見直し	維持	補	民生委員・児童委員
	あんしん電話	件	380	維持	維持	受	民生委員・児童委員
除雪作業のサポート	福祉の雪事業	件	924	維持	維持	受	建設技能協会
	地域福祉活動支援事業（再掲）	件	60	65	70	自	自治会・町内会
		事業	99	115	130	自	
	除雪ボランティア支援		随時	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
	除雪機、軽トラックの無料貸与	件	0	3	5	自	
	地域見守りネットワーク		随時	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員

(3) 支えあいの「しくみ」づくり

①適切なサービスの提供と充実

※白：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
高齢者・ 障がい者 支援の推 進	自費訪問介護事業（介護保険非該当者）	人	73	維持	維持	自	
	外出支援サービス（再掲）	人	200	維持	維持	受	
	家族介護用品支給事業	件	55	維持	維持	受	
生活困窮 者支援の 推進	食の自立支援事業	件	147	160	維持	受	
	日常生活自立支援事業	件	20	維持	維持	受	
	成年後見制度の促進		未整備	検討	整備		
	食糧支援（フードバンク）		随時	維持	維持	補	コープ東北・市内企業
	たすけあい支援貸付制度		随時	維持	維持	自	民生委員・児童委員
子育て支 援の推進	子育て相談、交流の場の提供		随時	維持	維持	受	子育てサポートハウス「わん ぱあく」

②情報提供と相談体制の充実

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
相談窓口での相談・情報提供の実施	全戸訪問活動（再掲）	世帯	全世帯	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
	広報誌「社協だより」発行（再掲）	回	6	維持	維持	自	
	障がい者相談支援事業の相談窓口	ヶ所	1	維持	維持	自	
	無料法律相談会（再掲）	回	6	維持	維持	受	
	くらし相談センター窓口設置	件	86	維持	維持	受	弁護士・ハローワーク 各団体 ほか
	居場所づくりによる自立支援		随時	維持	維持	補	
	生活福祉資金貸付給付の相談窓口	ヶ所	4	3	3	受	民生委員・児童委員

③支えあいネットワークの連携強化

※自：自主財源 補：補助金 受：受託金

方針	具体的な事業	単位	目標値			※財源	協力団体
		年	現在 2016	中間	期末 2020		
地域支援ネットワーク形成の推進	認知症高齢者等見守りネット事業	ヶ所 名	53 29	55 35	60 40	自	市内各施設・企業・団体 市民
	各種ネットワーク会議への参画		随時	維持	維持	補	
	民生委員・児童委員協議会との連携		随時	維持	維持	補	民生委員・児童委員協議会
	小地域ネットワークの形成（再掲）		随時	維持	維持	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
	災害ボランティア事前登録ネットワーク	団体	15	18	20	自	市内社会福祉法人 ほか
	要援護者ネットワーク台帳の作成・見直し	回	1	見直し	維持	補	民生委員・児童委員

第6章 計画の推進

第1節 多様な協働による推進

地域福祉活動の主役は地域で生活している住民自身です。住み慣れた地域で支えあい、助けあう地域社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分で、地域住民の自発的な活動や協力が不可欠です。

また、多様化している地域の福祉ニーズに対して、柔軟かつ包括的に対応していくためには、地域のボランティアや関係機関、団体、福祉や介護のサービス事業所など、地域を支えるあらゆる担い手も大切な存在となります。こうした地域を担う主体が互いに連携し、各々の役割を果たし、協働して地域福祉を推進していくことが必要となります。

（１）住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域を支え、支えられる一員であることの自覚を持つことが必要です。

各自が自らの地域を知り、自ら考え、地域で起きている様々な問題や課題を克服していくための方策を地域で話し合い、地域福祉活動の主たる担い手として、自治会・町内会活動やボランティア活動などの社会活動に積極的に参画するように努めます。

（２）事業者の役割

サービス利用者の地域での自立のための支援や適切なサービスの質や量の確保、事業内容やサービスの情報提供、利用者の人権保護など、専門的なサービス提供者として質の高い福祉・介護サービスが求められます。

今後、さらに多様化する福祉ニーズに対応していくためにも、実施している事業をより充実させるとともに、市内企業や事業者などと協働して新たなサービスの創出や、地域住民が地域福祉に参画できるようになるための支援など、北秋田市全体が福祉のまちづくりを目指せるように努めます。

（３）社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を図る中核として、北秋田市における地域福祉を推進していくことを使命として、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを、地域福祉を担う多様な主体の中心となって進めていく必要があります。

多様な主体による、多様な協働が必要となる地域福祉において、様々な主体が円滑に連携し、地域の福祉課題を克服して住民一人ひとりの生活の質の向上を実現できるように、住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

（４）行政の役割

行政は、地域の福祉の向上をめざし、北秋田市における福祉施策を総合的に推進する責務があります。地域福祉を推進するために、自治会・町内会等の住民組織や、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協働を図るとともに、住民や地域福祉の担い手となる多様な主体のニーズの把握に努め、地域の特性に配慮した施策を推進します。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要となるため、庁内関係課との連携を密に図りながら、一体となって施策の推進に努めます。

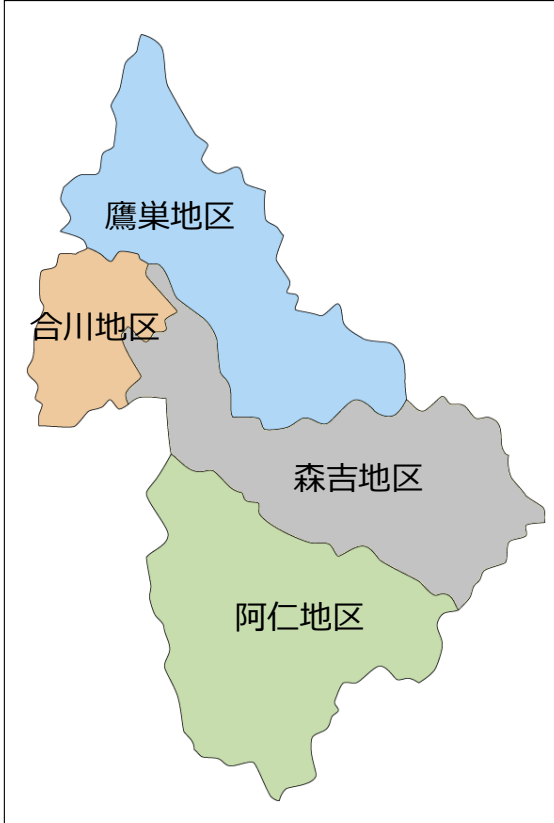
第２節 計画の評価と見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、住民関係団体等や福祉関係団体等の代表、行政や学識経験者などにより構成する協議の場において、計画の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の適切な推進につながるよう努めます。

資料編

地域情報カルテ

(1) 市全体の状況



(1) 基本情報（平成29年時点）

基礎情報			
面積	1152.8	Km ²	
総人口	32,962	人	
世帯数	14,155	世帯	
人口密度	28.6	人/Km ²	
高齢者情報			
65歳以上の人口 (総人口に占める割合)	13,745 (41.7)	人 (%)	
75歳以上の人口 (総人口に占める割合)	7,865 (23.9)	人 (%)	
独居の高齢者数 (内、75歳以上)	3,286 (2,193)	人	
その他の情報			
18歳以下の人口 (総人口に占める割合)	3,797 (11.5)	人 (%)	
要介護認定者数 (高齢者数に占める割合)	2,752 (20.0)	人 (%)	
生活保護受給者数 (総人口に占める割合)	418 (1.3)	人 (%)	

(2) 地域資源の情報（平成29年時点）

①福祉サービス		①福祉サービス		①福祉サービス	
高齢者向け 入所・入居施設	29箇所	病院・診療所	17箇所	自治会・町内会	230団体
障がい者向け 入所・入居・就労施設	19箇所	歯科医院	13箇所	自主防災組織	38団体
保育所・こども園	11箇所	薬局	16箇所	いきいきサロン (住民主催)	61箇所
小・中学校	15箇所			民生委員・児童委員	141人
高齢者向け総合相談窓口	17箇所			主任児童委員	9人

④公共的施設					
市役所・支所	9箇所	警察署・交番	10箇所	郵便局	23箇所
社会福祉協議会・支所	4箇所	金融機関	14箇所	公民館	10箇所
消防署	4箇所				

(2) 地区別の状況

① 鷹巣地区



(1) 基本情報（平成29年時点）

基礎情報		
面積	326.0	Km ²
総人口	18,035	人
世帯数	7,580	世帯
人口密度	55.3	人/Km ²
高齢者情報		
65歳以上の人口 (総人口に占める割合)	6,929 (38.4)	人 (%)
75歳以上の人口 (総人口に占める割合)	3,848 (21.3)	人 (%)
独居の高齢者数 (内、75歳以上)	1,558 (1,055)	人
その他の情報		
18歳以下の人口 (総人口に占める割合)	2,302 (12.8)	人 (%)
生活保護受給者数 (総人口に占める割合)	295 (1.6)	人 (%)

(2) 地域資源の情報（平成29年時点）

①福祉サービス		①福祉サービス		①福祉サービス	
高齢者向け 入所・入居施設	13箇所	病院・診療所	13箇所	自治会・町内会	98団体
障がい者向け 入所・入居・就労施設	5箇所	歯科医院	8箇所	自主防災組織	15団体
保育所・こども園	6箇所	薬局	10箇所	いきいきサロン (住民主催)	19箇所
小・中学校	7箇所			民生委員・児童委員	67人
高齢者向け総合相談窓口	11箇所			主任児童委員	3人

④公共的施設					
市役所・支所	5箇所	警察署・交番	4箇所	郵便局	10箇所
社会福祉協議会・支所	1箇所	金融機関	5箇所	公民館	6箇所
消防署	1箇所				

② 合川地区



(1) 基本情報（平成29年時点）

基礎情報		
面積	112.8	Km ²
総人口	6,348	人
世帯数	2,794	世帯
人口密度	56.3	人/Km ²
高齢者情報		
65歳以上の人口 (総人口に占める割合)	2,712 (42.7)	人 (%)
75歳以上の人口 (総人口に占める割合)	1,515 (23.9)	人 (%)
独居の高齢者数 (内、75歳以上)	727 (419)	人
その他の情報		
18歳以下の人口 (総人口に占める割合)	697 (11.0)	人 (%)
生活保護受給者数 (総人口に占める割合)	53 (0.8)	人 (%)

(2) 地域資源の情報（平成29年時点）

①福祉サービス		①福祉サービス		①福祉サービス	
高齢者向け 入所・入居施設	8箇所	病院・診療所	2箇所	自治会・町内会	38団体
障がい者向け 入所・入居・就労施設	10箇所	歯科医院	2箇所	自主防災組織	8団体
保育所・こども園	1箇所	薬局	3箇所	いきいきサロン (住民主催)	12箇所
小・中学校	2箇所			民生委員・児童委員	30人
高齢者向け総合相談窓口	3箇所			主任児童委員	2人

④公共的施設					
市役所・支所	1箇所	警察署・交番	1箇所	郵便局	5箇所
社会福祉協議会・支所	1箇所	金融機関	4箇所	公民館	1箇所
消防署	1箇所				

③ 森吉地区



(1) 基本情報（平成29年時点）

基礎情報			
面積	342.0	Km ²	
総人口	5,801	人	
世帯数	2,384	世帯	
人口密度	17.0	人/Km ²	
高齢者情報			
65歳以上の人口 (総人口に占める割合)	2,608 (45.0)	人 (%)	
75歳以上の人口 (総人口に占める割合)	1,555 (26.8)	人 (%)	
独居の高齢者数 (内、75歳以上)	552 (385)	人	
その他の情報			
18歳以下の人口 (総人口に占める割合)	597 (10.3)	人 (%)	
生活保護受給者数 (総人口に占める割合)	43 (0.7)	人 (%)	

(2) 地域資源の情報（平成29年時点）

①福祉サービス		①福祉サービス		①福祉サービス	
高齢者向け 入所・入居施設	4箇所	病院・診療所	1箇所	自治会・町内会	64団体
障がい者向け 入所・入居・就労施設	3箇所	歯科医院	2箇所	自主防災組織	4団体
保育所・こども園	2箇所	薬局	2箇所	いきいきサロン (住民主催)	20箇所
小・中学校	3箇所			民生委員・児童委員	24人
高齢者向け総合相談窓口	2箇所			主任児童委員	2人

④公共的施設					
市役所・支所	2箇所	警察署・交番	1箇所	郵便局	5箇所
社会福祉協議会・支所	1箇所	金融機関	3箇所	公民館	2箇所
消防署	1箇所				

④ 阿仁地区



(1) 基本情報 (平成29年時点)

基礎情報		
面積	372.0	Km ²
総人口	2,778	人
世帯数	1,397	世帯
人口密度	7.5	人/Km ²
高齢者情報		
65歳以上の人口 (総人口に占める割合)	1,496 (53.9)	人 (%)
75歳以上の人口 (総人口に占める割合)	947 (34.0)	人 (%)
独居の高齢者数 (内、75歳以上)	449 (334)	人
その他の情報		
18歳以下の人口 (総人口に占める割合)	201 (7.2)	人 (%)
生活保護受給者数 (総人口に占める割合)	27 (1.0)	人 (%)

(2) 地域資源の情報 (平成29年時点)

①福祉サービス		①福祉サービス		①福祉サービス	
高齢者向け 入所・入居施設	4箇所	病院・診療所	1箇所	自治会・町内会	30団体
障がい者向け 入所・入居・就労施設	1箇所	歯科医院	1箇所	自主防災組織	11団体
保育所・こども園	2箇所	薬局	1箇所	いきいきサロン (住民主催)	10箇所
小・中学校	3箇所			民生委員・児童委員	20人
高齢者向け総合相談窓口	1箇所			主任児童委員	2人

④公共的施設

市役所・支所	2箇所	警察署・交番	2箇所	郵便局	3箇所
社会福祉協議会・支所	1箇所	金融機関	2箇所	公民館	1箇所
消防署	1箇所				

北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を求め総合的な地域福祉の推進を図る計画とするため、北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） その他、計画策定のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- （3） 社会福祉に関する活動を行う者
- （4） 別に定める公募要領による者
- （5） その他市長が必要とする者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(最初の会議の招集)

- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、平成30年3月31日をもって、その効力を失う。

北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会名簿

	部 門	氏 名	所 属	備 考
1	地域	柏木 清一	鷹巣民生委員児童委員協議会	
2	地域	松岡 泰穂	合川民生委員児童委員協議会	
3	地域	片岡 嘉代子	森吉民生委員児童委員協議会	
4	地域	加賀谷 準夫	阿仁民生委員児童委員協議会	
5	地域	石川 仁司	鷹巣地区自治会長会	
6	地域	御所野 勝次	合川地区自治会長会	
7	地域	櫻庭 博志	森吉地区自治会長会	
8	地域	伊藤 四郎	阿仁地区自治会長会	
9	地域代表	三浦 浩子	連合婦人会	
10	地域代表	田口 悦郎	老人クラブ連合会	
11	学識経験者	小笠原 茂人	鷹巣中学校長	平成28年度まで
	学識経験者	遠藤 元博	鷹巣中学校長	平成29年度から
12	学識経験者	庄司 光子	秋田看護福祉大学講師	
13	障害者団体等	神成 由彦	身体障害者協会会長	
14	福祉保健事業	小塚 光子	認定こども園しゃろーむ園長	
15	福祉保健事業	中村 智子	障害者生活支援センターささえ 相談支援専門員	
16	福祉保健事業	鈴木 要	介護老人保健施設もりよし荘 介護支援専門員	会 長
17	福祉保健事業	近藤 テイ子	障害者就労支援施設 フードセンターたかのす施設長	
18	福祉保健事業	豊村 江利子	訪問看護ステーションはあと 管理者	
19	福祉保健事業	佐藤 信子	NPO法人ハッピーデリバリー 理事長	
20	福祉保健事業	木村 久美男	障がい児・者総合支援協議会会長	副会長
21	アドバイザー	吉田 守実	秋田看護福祉大学准教授	
22	事務局	北秋田市健康福祉部福祉課地域障がい福祉係		
23	事務局	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会		

※所属は委嘱当時のものとしております。

策定経過

開催年月日	実施内容	開催場所
2016年（平成28年） 7月26日	第1回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム
2016年（平成28年） 9月21日	第2回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム
2016年（平成28年） 10月31日	第3回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム
2016年（平成28年） 11月18日～12月2日	住民アンケート調査	
2017年（平成29年） 1月18日	第4回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム
2017年（平成29年） 2月6日	地域座談会（阿仁地区）	阿仁ふるさと文化センター
2017年（平成29年） 2月8日	地域座談会（合川地区）	合川農村環境改善センター
2017年（平成29年） 2月13日	地域座談会（鷹巣地区）	北秋田市役所
2017年（平成29年） 2月14日	地域座談会（森吉地区）	森吉コミュニティセンター
2017年（平成29年） 3月23日	第5回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム
2017年（平成29年） 10月27日	第6回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム
2018年（平成30年） 2月5日	第7回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム
2018年（平成30年） 2月15日～3月16日	パブリックコメント	
2018年（平成30年） 3月23日	第8回策定委員会	北秋田市市民ふれあいプラザコムコム

北秋田市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

北秋田市 健康福祉部 福祉課
〒018-3392 北秋田市花園町 19 番 1 号
電話：0186 (62) 6637
FAX：0186 (62) 4296

北秋田市 社会福祉協議会 地域福祉部
〒018-3312 北秋田市花園町 16 番 1 号
電話：0186 (69) 8025
FAX：0186 (63) 2460